第２回九州厚生局 地域共生社会推進会議	参考資料１
令和２年１月 17 日	

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）

最終とりまとめ

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）

最終とりまとめ（概要）

令和元年１２月２６日

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

1　設置の趣旨

共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後３年（令和２年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

2　主な検討項目

- 次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- 地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能　等

3　構成員 (敬称略・五十音順)

朝比奈　ミカ　中核地域生活支援センターがじゅまる　センター長
池田　洋光　高知県中土佐町長
池田　昌弘　NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター　理事長
大原　裕介　社会福祉法人ゆうゆう　理事長
奥山 千鶴子　NPO法人子育てひろば全国連絡協議会　理事長
加藤　恵　社会福祉法人半田市社会福祉協議会
半田市障がい者相談支援センター　センター長
菊池　馨実　早稲田大学法学学術院　教授
佐保　昌一　日本労働組合総連合会　総合政策推進局長（第７回から）
助川　未枝保　船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長
立岡　学　一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事
田中　滋　埼玉県立大学　理事長
知久　清志　埼玉県福祉部長
野澤　和弘　一般社団法人スローコミュニケーション　代表
植草学園大学　客員教授
原田　正樹　日本福祉大学　副学長
平川　則男　日本労働組合総連合会　総合政策局長（第６回まで）
堀田　聰子　慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科　教授
本郷谷 健次　千葉県松戸市長
宮島　渡　全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会　代表
◎ 宮本　太郎　中央大学法学部　教授
室田　信一　首都大学東京人文社会学部人間社会学科　准教授

（◎：座長）

4　審議スケジュール・開催状況

（第１回）2019年 ５月16日（木）　地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について
（第２回）2019年 ５月28日（火）　関係者からのヒアリング等
（第３回）2019年 ６月13日（木）　包括的な支援について①
（第４回）2019年 ７月 ５日（金）　包括的な支援について②
（第５回）2019年 ７月16日（火）　中間とりまとめ案について
（第６回）2019年10月15日（火）　新たな事業の枠組みについて・関係者からのヒアリング
（第７回）2019年10月31日（木）　包括的支援体制の構築に向けた基本的な考え方・関係者からのヒアリング
（第８回）2019年11月18日（月）　これまでの議論をふまえた整理
（第９回）2019年12月10日（火）　最終とりまとめ案について

※　本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会　最終とりまとめ　概要

Ⅰ　地域共生社会の理念

○　**地域共生社会の理念**とは、**制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方**。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

Ⅱ　福祉政策の新たなアプローチ

○　個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、**一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化**が求められている。

○　専門職による対人支援は、**「具体的な課題解決を目指すアプローチ」**と**「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」**の２つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。

○　伴走型支援を実践する上では、**専門職による伴走型支援**と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、**地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り**といった双方の視点を重視する必要があり、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

Ⅲ　市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

1　事業の枠組み等

○　地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、**「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を一体的に行う**市町村の**新たな事業を創設**すべき。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
○本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援 ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能 ②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能 ※　②及び③の機能を強化	○本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。 ○狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 （例）生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる	○地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

○　対象は、本人・世帯の属性を問わず 、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える**全ての地域住民**とすべき。

○　新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にあることから、**任意事業とし、段階的実施**とすべき。

○　新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、**市町村が裁量を発揮しやすい仕組み**とする必要がある。

○　国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、**制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進**する必要がある。

Ⅲ　市町村における包括的な支援体制の整備の在り方（続き）

2　市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点

○　市町村は**地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析**を行うとともに、**地域住民や関係機関等と議論**をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方等をまとめ、**共通認識を持ちながら**取組を進める。この際、新たな縦割りを生み出さないよう留意。

○　**事業実施後**も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、**事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善**していくことが必要。

○　市町村が、地域住民や関係機関等とともに考え方等を共有し、事業を推進するため**、関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組み**とすべき。

3　介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から拠出する際の基本的な考え方

○　介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、**事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある**。その際、既存制度からの拠出は、合理的なルールに基づく機械的な方法による按分とすることが必要、現在の取組を継続できるよう交付水準を保つべきといった意見を踏まえ、より詳細を検討すべき。

○　現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべき。

Ⅳ　市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

1　人材の育成や確保

○　包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、**研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進める**ことが重要。また、**市町村**においては、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけではなく、**職員全体に対して研修等を行う**必要がある。事業開始後も、**人材を組織的に育成**しつつ、チームで対応していくことが求められる。

2　地域福祉計画等

○　新たな事業については、**地域福祉計画の記載事項**とすべき。計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要。都道府県においても、地域福祉支援計画の記載事項とすべき。

3　会議体

○　多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。既存の属性別の制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。

4　都道府県及び国の役割

○　**都道府県**は、市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。

○　**国**はSNS等も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、標準的な研修カリキュラムや教材等の整備、都道府県と連携した人材育成の推進、未実施自治体やその関係者の機運醸成のためのシンポジウム等の開催、職員を個別に市町村への派遣、事例の分析や共有といった支援を進めることが考えられる。

（参考） ３つの支援について

	断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
内容	本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援
スキーム	〔具体的な機能〕 ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能（相談を受け止める機能） ②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能（多機関協働の中核の機能） ③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（継続的につながる機能） ※　②及び③の機能を強化 〔域内全体で備えるべき体制〕 ・　既存の相談支援機能も活用しながら、域内全体で属性や課題が明確でない相談も含め対応できる体制とすること ・　上記の①から③までの機能を有すること ・　相談支援へのアクセスを住民にとって容易とするための措置（例えば、住民の身近な生活圏において相談支援を行う場を明示するなど）を講じること	○個別性が高まり生じている狭間のニーズにも対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充（※）していく取組を中心に位置付け、既存人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 （※）活用方法の拡充の例 ・生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる ・個人商店を中間的就労の場として、対人コミュニケーションが苦手な者を受け入れ、就労・社会参加に向けた支援を行う ・地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所をつくり、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う	〔具体的な機能〕 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援（場や居場所の確保支援） ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能（地域づくりのコーディネート機能） ※地域づくりのコーディネート機能は、「個別の活動や人のコーディネート」と「地域のプラットフォーム」の２つの機能を確保。
圏域、人員配置等	○市町村において、既存施設・機関の分布など地域の実情を踏まえ、個々の施設・機関が担う役割を含め、圏域についても検討。 ○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要。	○市町村がそれぞれの地域資源を最大限活用して、構築することができるような設計とすべき。	○住民に身近な圏域と住民に身近な圏域よりも大きな範囲（市町村等）の重層的な視点が必要。 ○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要。
財政支援	○以下の機能の確保に必要な経費について一括して交付することを検討すべき。 ・　属性毎の相談支援の機能 ・　多機関協働の中核の機能 ・　継続的につながる機能	○既存の地域資源に対して活用方法の拡充を働きかけるなど、地域資源と支援対象者との間を取り持つ機能に必要な経費に対し、国として財政支援を行うことを検討すべき。 ○拡充に要する費用負担についても、既存の制度での対応が困難な場合については、参加支援の機能の一部として補助できるようにすべき。	○市町村内の支援体制として、場や居場所の確保支援及び地域づくりのコーディネート機能の確保に必要な経費に対し一括して交付することを検討すべきである。
その他	○特定の相談機関や窓口が全てを丸抱えするのではなく、適切に多機関協働を進め、市町村全体でチームによる支援を行うもの。	○既に社会参加に向けた支援を担っている既存制度による支援と十分連携しながら行うことが必要。	○地域づくりにおいては、福祉の領域を超えて、地域全体を俯瞰する視点が不可欠であり、まちづくり・地域産業など他の分野の可能性も広げる連携・協働を強化することが必要。

※３つの支援を一体的に行うことによって、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、これらの関係性が一人ひとりの自律的な生を支えるセーフティネットとなる。

日本社会や国民生活の変化（前提の共有）

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

○ 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。

○ これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。

○ その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化（社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050）している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

〈共同体機能の脆弱化〉

○ 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下

○ 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
　血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

＜人口減による担い手の不足＞

○ 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている

○ 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ

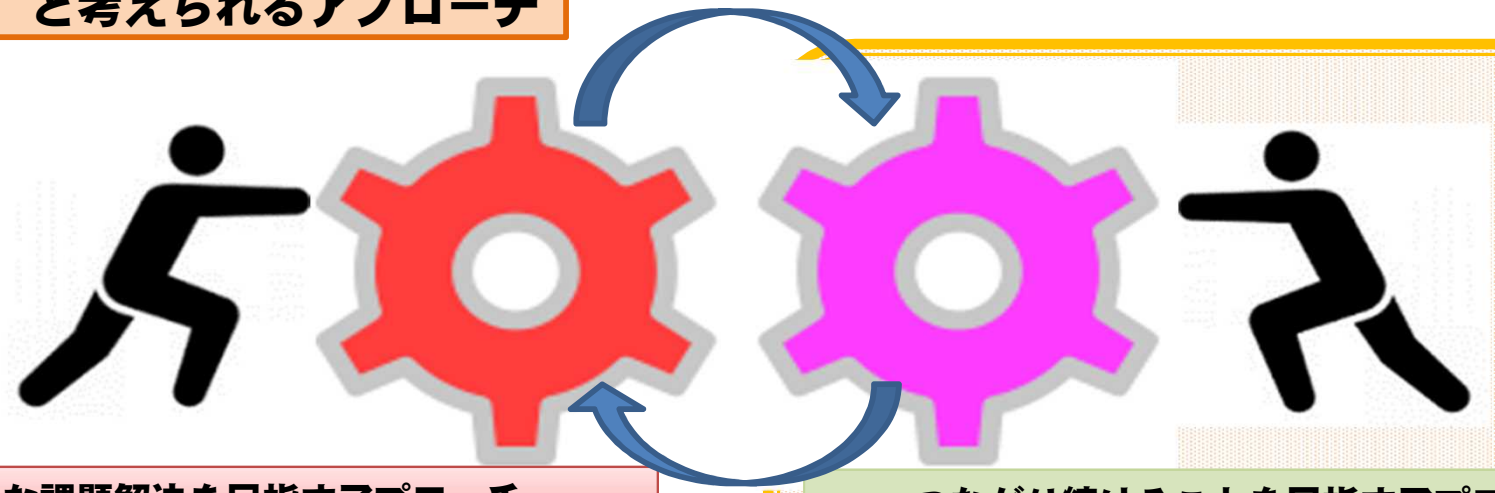

具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援（現金・現物給付）を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援（手続的給付）を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤　本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、２つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

伴走型支援と地域住民の気にかけ合う関係性によるセーフティネットの構築

伴走型支援

〇一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め（エンパワーメント）、自律的な生を支える支援

（※）自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること

〇「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。

＋

地域住民の気にかけ合う関係性

〇一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。

〇地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気にかけ合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
  - 地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
  - 専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

新たな包括的な支援の機能等について

◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
①断らない相談支援
②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
③地域づくりに向けた支援

◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。

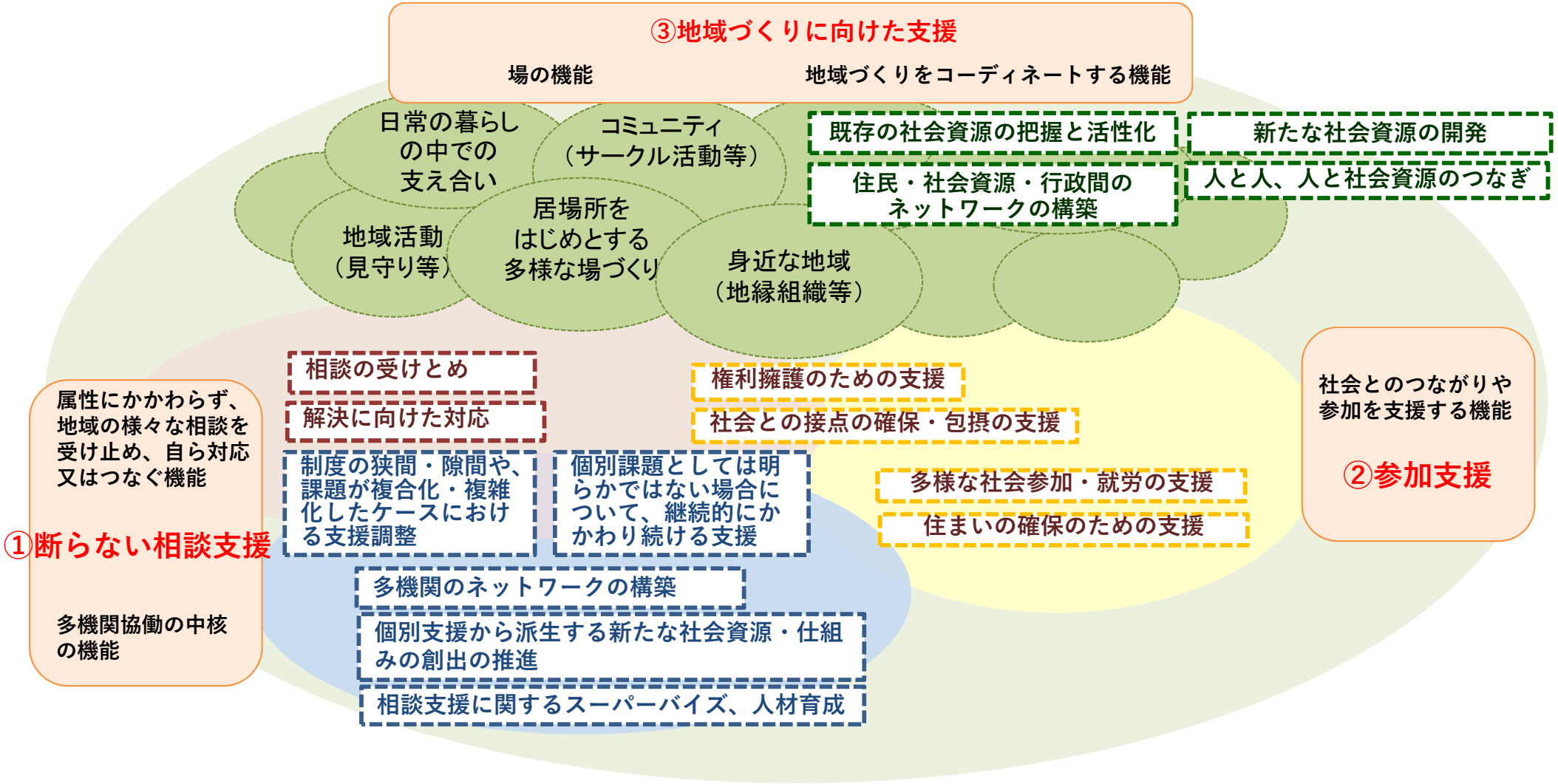

市町村の包括的支援体制の構築

新たな事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「断らない相談支援」、②参加支援と③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業を創設
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、新たな事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

【新たな事業の内容（①～③を一体的に実施）】

①断らない相談支援

- 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

- 「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

③地域づくりに向けた支援

- 地域において多様なつながりが育つことを支援するために、
  ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援
  ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能　を合わせた事業を実施

（市町村が取組を進めるに当たって留意すべき点）

- 市町村は、地域住民や関係機関等と共に、地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うことが必要である。それらを前提としつつ、地域住民や関係機関等と議論をしながら、包括的な支援体制の整備について考え方等をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。
- 特に、地域づくりに向けた支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していく必要がある。評価に際しては、例えば、包括的な支援が円滑に提供されているか、一つの相談機関等に過剰な負担が生じていないか、既存の事業の推進を妨げていないか、一体的になされた財政支援が適切に配分されているかなど、幅広い観点について議論を行う。

※市町村がこのようなプロセスを適切に経て、地域住民や関係機関等とともに考え方等を共有し、事業を推進するためには、幅広い関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべきである。

新たな事業について（イメージ）

〇新たな事業を実施する市町村は、地域住民や関係機関等と議論しながら、管轄域内全体で断らない包括的な支援体制を整備する方策を検討する。
〇断らない相談支援の機能に繋がった本人・世帯について、複雑・複合的な課題が存在している場合には、新たに整備する多機関協働の中核の機能が複数支援者間を調整するとともに、地域とのつながりを構築する参加支援へのつなぎを行う。
〇また、支援ニーズが明らかでない本人・世帯については、断らない相談支援の機能に位置づけるアウトリーチによる支援など継続的につながり続ける伴走の機能により、関係性を保つ。
〇これらの機能を地域の実情に応じて整備しつつ、市町村全体でチームによる支援を進め、断らない相談支援体制を構築していく。
〇また、地域づくりに向けた支援を行うことにより、地域において、誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げる。

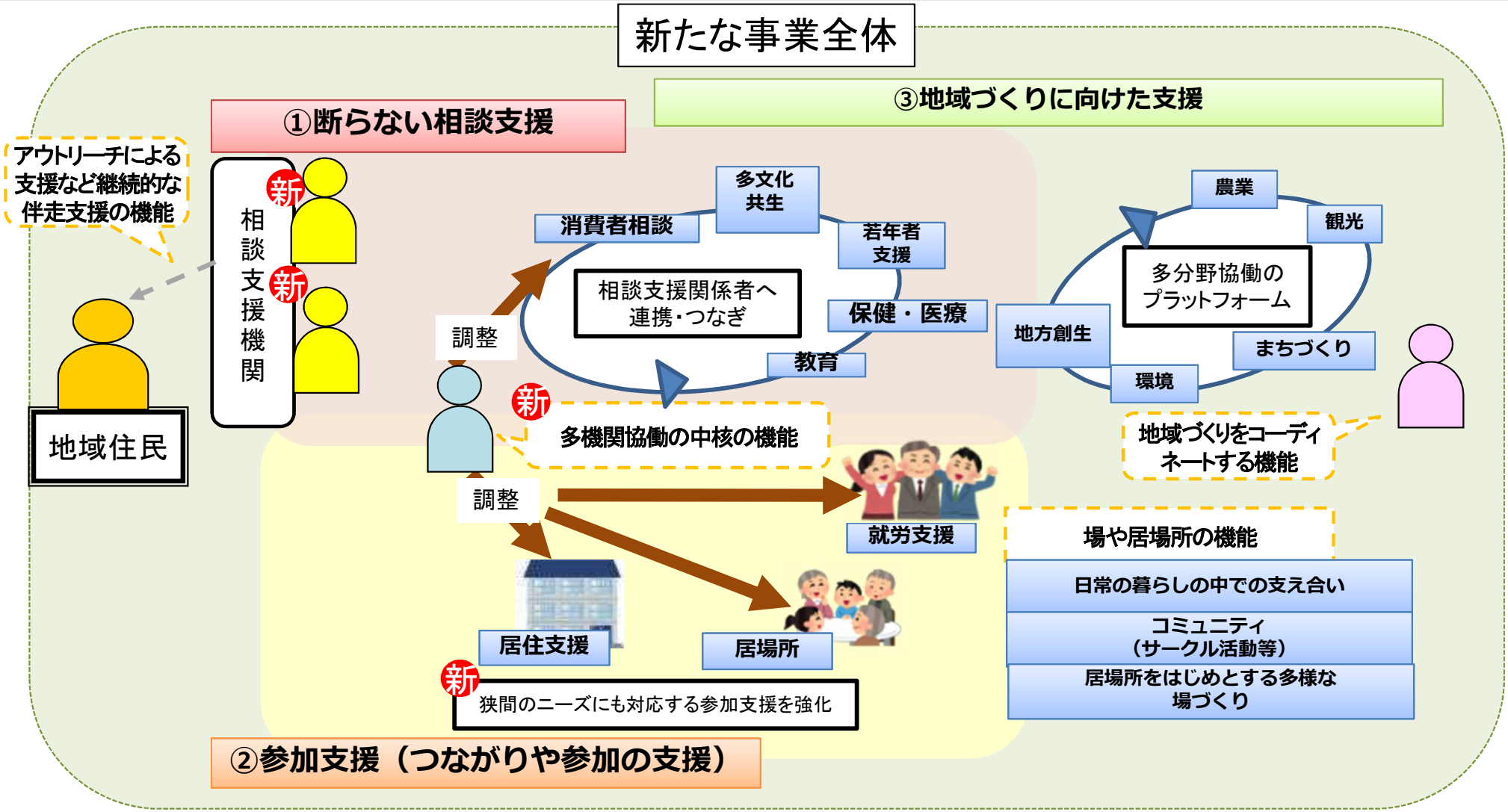

新たな事業の枠組み

◆断らない相談支援

属性を超えた支援を可能とするため、各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の相談支援事業を一体的に行う事業とするとともに、（ア）世帯をとりまく支援関係者間を調整する機能（多機関協働の中核）、（イ）継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（専門職の伴走支援）をそれぞれ強化。

◆参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

属性毎に準備された既存制度の様々な支援メニューを活用するとともに、既存制度に適した支援メニューがない場合、本人のニーズを踏まえ、既存の地域資源の働きかけ、活用方法を広げるなど、本人と地域資源の間を取り持つ総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を実施。

◆地域づくりに向けた支援

各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の関連事業を一体的に行う事業とし、以下の機能を確保。

－住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保

－ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

①断らない相談支援

現行の仕組

- 高齢分野の相談
- 障害分野の相談
- 子ども分野の相談
- 困窮分野の相談

断らない相談支援

- 属性や世代を問わない相談
- 新 多機関協働の中核
- 新 専門職による伴走支援

※　各制度の補助等について一体的に執行することにより、市町村における属性を超えた相談支援を促進。

②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

現行の仕組

- 困窮分野の任意事業（就労準備支援、家計改善支援等）
- ○○（高齢分野の事業）
- ○○（障害分野の事業）
- ○○（子ども分野の事業）
- ⋮

参加支援

- 困窮分野の任意事業（就労準備支援、家計改善支援等）
- ○○（高齢分野の事業）
- ○○（障害分野の事業）
- ○○（子ども分野の事業）

※商店・企業・農家など他領域の地域資源も活用

地域資源に働きかけ

新 狭間のニーズにも対応する参加支援

ニーズに応じて既存の

※　地域資源と対象者との間を取り持つ機能を強化し、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応。

③地域づくりに向けた支援

現行の仕組

- 高齢分野の居場所や参加の場を生み出す事業
- 障害分野の居場所や参加の場を生み出す事業
- 子ども分野の居場所や参加の場を生み出す事業
- 困窮分野の居場所や参加の場を生み出す事業

地域づくりに向けた支援

- 住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保
- 交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

※　各制度の補助等について一体的に執行することにより、市町村における多様な居場所や参加の場の創出等を促進。

現行の各種相談支援事業の財政支援等の状況

	実施主体	事業の性質	国費の性質	負担割合	地方財政法上の負担金への該当	実施自治体数	（センター等）設置箇所数
介護 （地域包括支援センターの運営費）	市町村	義務的実施	義務的経費 （交付金）	国　38．5% 都道府県　19．25% 市町村　19．25% 一号保険料　23%	×	1，741市町村	5，079カ所 （平成30年4月末時点）
障害 （基幹相談支援センター等機能強化事業） ＋ （障害者相談支援事業）	市町村 （複数市町村による共同実施可）	任意的実施 （基幹相談支援センター等の機能を強化する場合に実施）	裁量的経費 （補助金）	国　1／2以内 都道府県　1／4以内 市町村1／4	×	650市町村	719カ所 （平成30年4月時点）
		義務的実施 （障害者相談支援事業）	（交付税）	―	×	1，741市町村	－
子ども （利用者支援事業 基本型・母子保健型）	市町村	・地域子ども・子育て支援事業自体は市町村が行う「ものとする」とされている ・利用者支援事業を含め、実施する事業の組み方については自治体の任意	裁量的経費 （交付金）	国　1／3 都道府県　1／3 市町村　1／3	×	基本型 415市町村 母子保健型 798市町村	基本型 720カ所 母子保健型 1，183カ所 （平成30年度交付決定カ所数）
生活困窮 （生活困窮者自立相談支援事業）	都道府県・市・福祉事務所設置町村	義務的実施	義務的経費 （負担金）	国　3／4 実施主体　1／4	○	905自治体 （都道府県・市・福祉事務所設置町村の合計）	1，317機関 （令和元年4月時点）
生活困窮 （一次相談支援事業）	福祉事務所未設置町村	任意的実施	裁量的経費 （補助金）	国　3／4 実施主体　1／4	×	19自治体	19機関 （令和元年4月時点）

現行の各種「地域づくり」関係事業の財政支援等の状況

【コーディネート機能】 …地域資源の強化・開発、マッチング等の活動に対し、人件費や会議体の運営費を補助する事業

【出会い、参加する場・居場所の確保】…通いの場等の住民の自発的活動に対し、賃料や人件費等を補助する事業

		実施主体	事業の性質	国費の性質	負担割合	地方財政法上の負担金への該当	実施自治体数	設置箇所数
介護	生活支援体制整備事業 （生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員、協議体の設置））	市町村	義務的実施	義務的経費 （交付金）	国　38．5% 都道府県　19．25% 市町村　19．25% 一号保険料　23%	×	1，741市町村	—
	一般介護予防事業	市町村	義務的実施	義務的経費 （交付金）	国　25% 都道府県　12．5% 市町村　12．5% 一号保険料　23% 二号保険料　27%	×	1，741市町村	—
障害	自立支援協議会 （交付税措置）	都道府県・市町村 （複数市町村による共同実施可）	任意的実施	（交付税）		×	1，715自治体 （1，248協議会） （都道府県・市町村の合計）	—
	地域活動支援センター事業 （基礎的事業・機能強化）	市町村 （複数市町村による共同実施可）	必須事業	機能強化分 （補助金）	国　1／2以内 都道府県　1／4以内 市町村1／4	×	1，027自治体 ※平成29年度実績報告における地活センター機能強化事業実施自治体数	3，038カ所 ※平成29年度社会福祉施設等調査
				基礎的事業分 （交付税）	—	×	1，741自治体	
子ども	地域子育て支援拠点事業	市町村	・地域子ども・子育て支援事業自体は市町村が行う「ものとする」とされている ・地域子育て支援拠点事業含め実施する事業の組み方については自治体の任意	裁量的経費 （交付金）	国　1／3 都道府県　1／3 市町村　1／3	×	237市町村 ※（「地域支援加算」のうち、地域の子育て資源の発掘・育成を行う取組部分）	653カ所 （平成30年度交付決定カ所数）
							477市町村 ※（「地域支援加算」のうち、多様な世代との連携等の取組部分）	1、327カ所 （平成30年度交付決定カ所数）
生活困窮	生活困窮者のための共助の基盤づくり事業	市町村	任意的実施	裁量的経費 （補助金）	国　1／2 市町村　1／2	×	—	—

※　本表における事業の整理は、各事業の主たる機能に着目したもの。各制度のその他の事業の中でも、地域資源の強化・開発等を行うとともに、地域の多様な資源のコーディネートを実施しているものがある。
例）障害者相談支援事業・生活困窮者自立相談支援事業における社会資源の開発等

新たな事業において実施が期待される支援について

家族構成

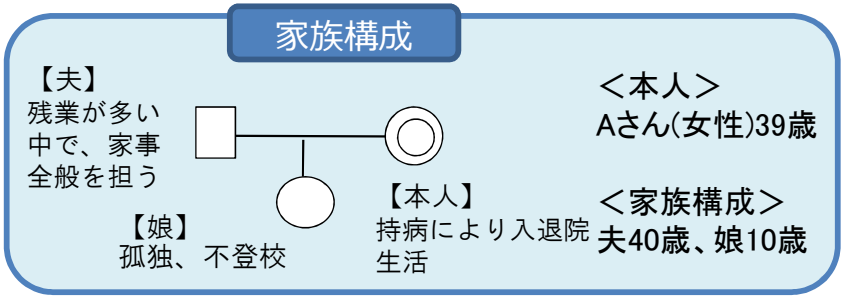

◆支援のきっかけ

○Aさん（本人）は、持病を抱え入退院を繰り返している。自身の身の回りのことは何とかできるが、家事などは困難である。
○夫（40歳）や娘（10歳）に負担をかけていることを心苦しく思い、病院のソーシャルワーカーに相談したことを契機として、新しい事業における相談窓口の支援員につながる。

＜相談の始まり＞

- 支援員がアウトリーチをしながら、Aさんと面接。課題が以下のとおり明らかになる。
  - ➢ 夫がAさんの看病や家事全般を担い疲れている。
  - ➢ 娘は寂しい思いをしているほか、最近、不登校気味である。
  - ➢ Aさん自身も持病を抱え苦しんでいるが、吐露できる人がおらず辛い。

＜相談後すぐに行った支援＞

- Aさんの心のケアや夫の看病疲れの軽減のため、短期のレスパイトケアを提案。
- 各種施設を確認したところ、直ぐに入所できるところがなかったため、支援員から依頼を受けた参加支援の役割を担う法人が、地域で一時生活支援事業を行う法人に施設を制度外で利用できるように依頼し、一時的な入所が実現。この際、Aさんの病状管理のため、医療機関とも連携を図り安心して入所できる体制を構築する。

＜その後の経過＞

- Aさん家族が暮らす地域は、以前から、地域住民同士のつながり作りを目的とした、「場」づくりが活発であり、その場においてAさん家族のことや子どもの孤食が話題となり、子どもも気軽に立ち寄れる食堂を作ることとなる。
- 娘も、放課後に当該食堂を利用するようになる。

＜断らない相談支援の効果＞

□ Aさんが一人で抱え込んでいた複合的な課題が、支援員とのやりとりを通じて、解きほぐされ、寄り添った、継続的支援につながる。

＜参加支援の効果＞

□ 地域の法人に働きかけを行い、既存の施設を活用して、Aさんのレスパイトケアのニーズに対応したスピーディーな支援を実現。

＜地域づくりに向けた支援の効果＞

□ 地域の中で住民のニーズも踏まえた新たな活動が立ち上がり、支え合いの関係性が作られた。
□ 課題を有する住民の存在を早期に発見する機能が醸成された。

3つの支援を組み合わることによる効果

3つの支援が一体的に実施されることにより、Aさん家族や地域において以下のような相乗的な効果がみられた。

- □ 相談機関はアウトリーチもしながら、世帯全体に関わる複合的な課題を包括的に受け止め、ニーズに対応したスピーディーな支援（参加支援）を提供でき、結果として、**課題が深刻化する前に世帯全体を立て直す見通しを立てる**ことができた。
- □ また、地域づくりに向けた支援を通じて、住民のニーズも踏まえた新たな地域活動が創出され、**Aさん家族の課題も地域で早期に受け止められる**ようになった。

複合的な課題を抱える家族への支援事例

家族構成

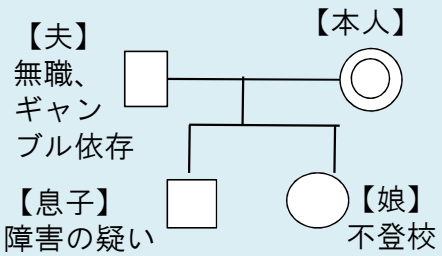

＜本人＞
Bさん(女性)45歳

＜家族構成＞
夫47歳、息子22歳、
娘14歳

支援のきっかけ

- ○ 娘（14歳）が学校を休みがちとなっていたことから、担任教諭が母（本人）に連絡。
- ○ 担任教諭が母（本人）と面談を行ったところ、「娘の素行が乱れ夜に遊びに出掛けたり、不登校気味であることを心配している。また、夫や息子のことにも悩んでいる。」とのこと。
- ○ 話しを聞いた担任教諭は、母（本人）の困りごとが多岐にわたるため、どこに相談に行ったら良いか分からず新たな事業の連携担当職員に連絡。

支援内容

＜支援開始＞

■ 連携担当職員（多機関協働の中核の機能）が本人や娘、息子と時間をかけてアセスメントを行い、家族一人一人の課題やニーズを明らかにする。

＜家族が抱える多様な課題を時間をかけて解きほぐす＞

■ 初回の面談では、課題が複合的であるため、本人自身混乱していた。その後、連携担当職員が本人の心の揺らぎに寄り添いながら、時間をかけて家族の状況を丁寧にひも解く中で、下記のような多様な課題が明らかになる。

（本人） 家計を支えるためにパートを掛け持ち、夫への不満が募っている。各種滞納があるものの、家計の状況は把握できていない。
（夫） 飲食店を経営していたが、不況のあおりを受けて倒産し目標を失う。昼から飲酒し、パチンコに通う生活が続いている。
（息子） 高校を卒業後、短い期間に何回も転職を繰り返しており自信を失っている。障害の疑いがある。
（娘） 父親の店の倒産を同級生からからかわれ、現在は不登校気味。生活のリズムが乱れ、授業にもついていけない。
（地域との関係性） 夫が無精ひげを生やして昼からお酒を飲んで歩いたり、夫婦喧嘩が絶えないため、近隣の人から疎まれ地域から孤立。

＜多機関との連携による支援＞

■ 連携担当職員が関係者の総合調整役を担い、学校やハローワーク、自立相談支援機関、地域住民等の関係者が連携を図りながら、家族への個別の支援を行う。

効果

- ➢ **本人に寄り添いながら丁寧に伴走支援をする**ことにより、**世帯全体の複合的な課題を整理することができ、**今後の支援の方向性を具体的に組み立てていけるようになった。
- ➢ 複合的な課題を整理したことにより、今後は適切に**多機関と連携を図り、世帯全体を支援する体制を整えることができるようになった**。

※モデル事業の支援事例を一部参考にして、事例を作成。

ひきこもりの相談支援事例

家族構成

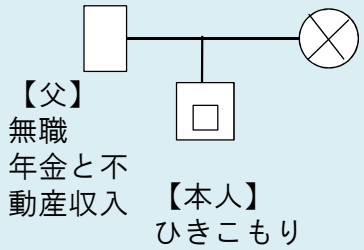

＜本人＞
Aさん(男性)51歳

＜家族構成＞
父79歳

支援のきっかけ

- 地域包括支援センターのケアマネジャーが、新たな事業の連携担当職員に連絡。「父親の担当をしているが、ひきこもっているAさんの存在も気になっている」とのこと。
- ケアマネジャーは、父の体調が悪く近く入院する予定であるため、Aさんのことをどうしたら良いか心配になったとのこと。
- Aさんは無職であるが、父は年金の他に不動産収入があり経済的には困っていない。

支援内容

＜支援開始＞

■ 連携担当職員（多機関協働の中核の機能）が、父と面接。また、ケアマネジャーやヘルパーなどから聞き取りを行い、Aさんの状況確認を行う。多機関の支援員等が集まる会議に諮りAさんや父へのアプローチ方法を検討。

⇒ 自立相談支援機関がAさんの自宅を定期的に訪問しながら、接点を作ることになる。

＜Aさんへの支援＞

■ 最初、自立相談支援機関の支援員は、Aさんと会うことが出来ず、部屋の前に手紙を置いたり、イベントのチラシを置くなどして関わりを継続し、時間をかけて関係性を構築。その後、父親の体調が悪化し、入院することがきっかけとなり、Aさんから自立相談支援機関に連絡が入る。

■ 自立相談支援機関で面接を行ったところ、Aさんは働きたいという希望はあるものの、長くひきこもっていたため自信が持てないとのこと。そこで、就労準備支援事業を利用し、生活の立て直しから始めることとなる。

＜父親の支援（医療ソーシャルワーカーとの連携)〉

■ 父親の退院を見据え、病院の医療ソーシャルワーカーと連携しながら在宅療養の準備を進める。

効果

- 新たな事業の連携担当職員が関わったことにより、**世代や属性が異なる高齢の父とひきこもりのＡさんの課題を包括的に受け止められた。**
- ケアマネジャーは、数年前から自室に閉じこもるAさんの存在に気付いていたが、どのように対応したら良いか分からず長期にわたり困っていた。**連携担当職員が関わったことにより、多機関の関係者が連携を図るための総合調整がなされ**Aさんと父親の支援が円滑に進んだ。

※モデル事業の支援事例を一部参考にして、事例を作成。

参加支援の事例

家族構成

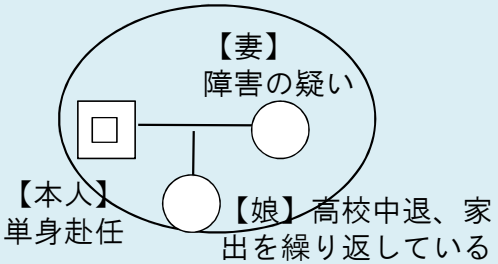

＜本人＞
Cさん(男性)35歳
＜家族構成＞
母69歳、妻35歳、娘18歳

支援のきっかけ

○ 本人（35歳）は、単身赴任。自宅に残っている家族に以下のような課題があるとのことで、新しい事業の相談窓口を訪れた。
・娘（18歳）は、高校を中退し家出を繰り返している。
・妻（35歳）は障害の疑いがある。娘との関係性が悪化している

課題の整理

＜課題の概要＞

娘	• 高校を中退し、両親との喧嘩が増え、家出を繰り返している。
妻	• 障害の疑いがあり、仕事をしても続かず、落ち込んでいる。 • 娘との関係性が悪化している。
本人	• 単身赴任中のため、週1回程度しか帰省できない。 • 娘を強く叱責してしまい、口を利かなくなっている。

支援の実施

参加支援を担う法人は、多機関協働の中核を担う支援員と連携を図り、本人の状態に寄り添いながら以下のとおり地域の施設や関係者に働きかけるなど、コーディネートを行った。

＜娘＞

● 両親との喧嘩が絶えないため、一定の距離をとる必要があることから、娘の了解の下、多機関協働の中核を担う支援員とも情報共有をしながら、地域のシェルターの空き状況や入居者の年齢層等を調査。その中で娘が安心して暮らせそうな民間のシェルターが見つかったため、そのシェルターに打診し、一時的な受け入れを行ってもらう。

＜妻＞

● 妻は就労意欲が高かったが、その前段階として就労に向けた準備が必要な状況であったため、妻と相談のうえ制度外で短期間のみ就労準備支援事業に通うようになる。
● 同時に、参加支援を担う法人は、妻に合った職場を見つけるため、地域の中小企業を丁寧に回り企業側のニーズも聞きながら企業開拓を行う。その中で妻を受け入れてくれる企業が見つかり、就職が実現する。

効果

➢ **参加支援を担う法人が、地域の施設や関係者に働きかけて、コーディネート**したことにより、個別性の高い多様なニーズに柔軟に応えることができた。
➢ **既存の社会資源を最大限に活用した支援**を行ったことにより、支援を通じて地域の社会資源を充実していくことにも寄与した。

地域づくりの事例

新たな事業で実現できること

■ 新たな事業では、既存事業の財源を一体的に交付することにより、市町村の裁量が高まる。例えば、地域食堂やコミュニティカフェなど、**世代や属性を限定しない場や居場所**を**常設型で**設置するとともに、当該居場所を拠点として市町村全域で地域づくりを応援する活動を行う**コーディネーターを複数配置する**ことも可能となる。

常設型の場での取組み例　※各自治体が関係者と連携し、地域の実情に応じて組み合わせて取組を行うことを想定

■ 気軽に立ち寄り、ただいることができる場として、コミュニティカフェが**多様な人の居場所**になる。

■ 障害者や就労経験のない若者の**はたらく（役割のある）場**になる。

■ コミュニティカフェやフリースペースでの活動の担い手として**アクティブシニアが活躍**

■ フリースペースで、子育て広場(事業)と、ボランティア団体による学習支援が同じ場所・時間で行われることにより、小学生と幼児のきょうだいが**一緒にいられる場**となる。

■ フリースペースを活動の空き時間に地域の団体、個人へ貸し出すことで、**多様な活動を支援**

■ コミュニティカフェへの来訪者と、スペースを利用する老人クラブや子ども会、サークル活動の参加者など、多様な人、活動主体との出会いが生まれ、**学びが促進され**地域でのつながりが広がる。

＜コーディネーターによる取り組み＞

■ コミュニティカフェに来た人や、活動への参加者との**ふだんの会話から、課題ややりたいこと**を発見し、新たな地域活動の創出につなげる。

■ コーディネーターが複数配置されることにより、**人材育成もしながらチームで活動**でき、**地域の行事や集まり**（地元自治会・まちづくり協議会や商店街の役員会、民生委員・児童委員協議会(民児協)の定例会等）**にも参加**し、**地域活動にかかわる主体の拡大や、しくみづくり、場づくりにつなげる**。

■ 地域のボランティア団体や地域住民、福祉施設職員など専門職、地元商店街との地域福祉座談会を実施し、地域で気になる人や地域生活課題の**情報を把握**する。

■ 多様な担い手による地域での活動への参画や実施を支援
→ コミュニティカフェやフリースペースでの学習支援の運営に、まちづくり協議会・民児協が参画
ボランティア団体の活動場所として、福祉施設の地域交流ルームを紹介
地区社協と協働し、商店街の店舗の空き時間を活用して子ども食堂を開催

場の確保

○ 常設の場として、コミュニティカフェと、事業や活動の場にも使用するフリースペースを設置

◆間取りイメージ

○ 精神保健福祉士1名が専従。（週5日勤務／地域活動支援センター機能を担う）

○ 子育て経験のあるスタッフ２名が週3日勤務

コーディネーターの配置

○ 居場所のスタッフ兼コーディネーターとして２名を配置（週５日勤務）

○ 法人事務職員2名がコーディネーターを兼務（週5日勤務）

※ 既に行われている事例を参考に厚生労働省社会・援護局地域福祉課にて作成。

常設型の居場所の設置を通じ、各取組ごとに確保していた**活動場所が確保しやすく**なるとともに、コーディネーターによる地域支援の取組が強化されることを通じて、**既存の地域活動が強化**されるとともに、**多様な活動が新たに生まれやすく**なる。

地域づくりの事例②

新たな事業で実現できること

- 新たな事業では、既存事業の財源を一体的に交付することにより、市町村の裁量が高まる。
- 住民に身近な地域を圏域として地域づくりを行うコーディネーターと連携して既存の取り組みの充実を図り、複数分野の事業・活動を一体的に実施することが可能となる。

複数分野の事業・活動を一体的に実施する取組み例

※ 既に行われている事例を参考に厚生労働省社会・援護局地域福祉課にて作成。

特定分野の活動の場を拠点として、コーディネーターが関わり活動内容、主体が広がる例

- ○ 地域子育て支援拠点事業が行われている子育てひろばに高齢者が参加し、育児の先輩として子育て世代と交流。
- ○ 拠点職員と兼務するコーディネーターがボランティア講座などの多様な活動・イベントを拠点で実施。
- ○ 講座参加者やボランティアの活動機会の拡大を図り、以前に支援拠点に通っていた学齢期になった親子や在宅高齢者とのつながりから、月に１回の地域食堂などが行われるなど、子育てひろばや地域での活動が拡充する。

プラットフォームでの話し合いの中から、新たな活動が生まれる例

- ○ 新たな事業で創設する多分野のメンバーが参画するプラットフォームにおいて、地域活動支援センターの事業拠点が老朽化し移転を検討中だが、移転先が見つからないという話題が出る。
- ○ プラットフォームに参画する商工会の仲介により、地域にある空き店舗が借りられることとなり、地域活動支援センターを移転。余裕スペースは地域交流スペースとして、センター事業以外の活動にも使える場として設置。
- ○ 地域活動支援センターで就労に向けた講座を行う際、地域の企業が講師となった講座（パソコン教室等）も行われると共に、対象を障害者に限らず開催し、就労経験のない若者も参加。
- ○ 地域交流スペースで民児協と地区社協による子育てサロンや、ふれあい喫茶等が行われ、多様な住民が出入りする出会いの場となる。

自主的な取り組みにコーディネーターが関わることにより、活動の継続性が高まったり活動が増える例

- ○ 住民ボランティアが中心となって、診療所の空き部屋を使った月2回のサロンを実施。
- ○ コーディネーターが地域まちづくり協議会のメンバーから「何か活動に取り組みたい」との声を聞き、サロン活動のリーダーにつなげ、関わる住民が増える。
- ○ 医師の助言を受けたサロン参加者から、健康づくりにつながることもやれないかとの声があがり、コーディネーターがおすすめの活動メニューを紹介し、サロンを行っていない週にもサロン＋ウォーキングを行うこととし、毎週の活動に発展。
- ○ コーディネーターが他地区に住むボランティア講座修了生に、活動を紹介したところ同じ取り組みをしてみたいとの声があり、地域の空き家を活用し、サロン活動が始まる。

地域共生に資する取組の促進
～多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進～

1．概要

〇地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
〇地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2．考えられる取組

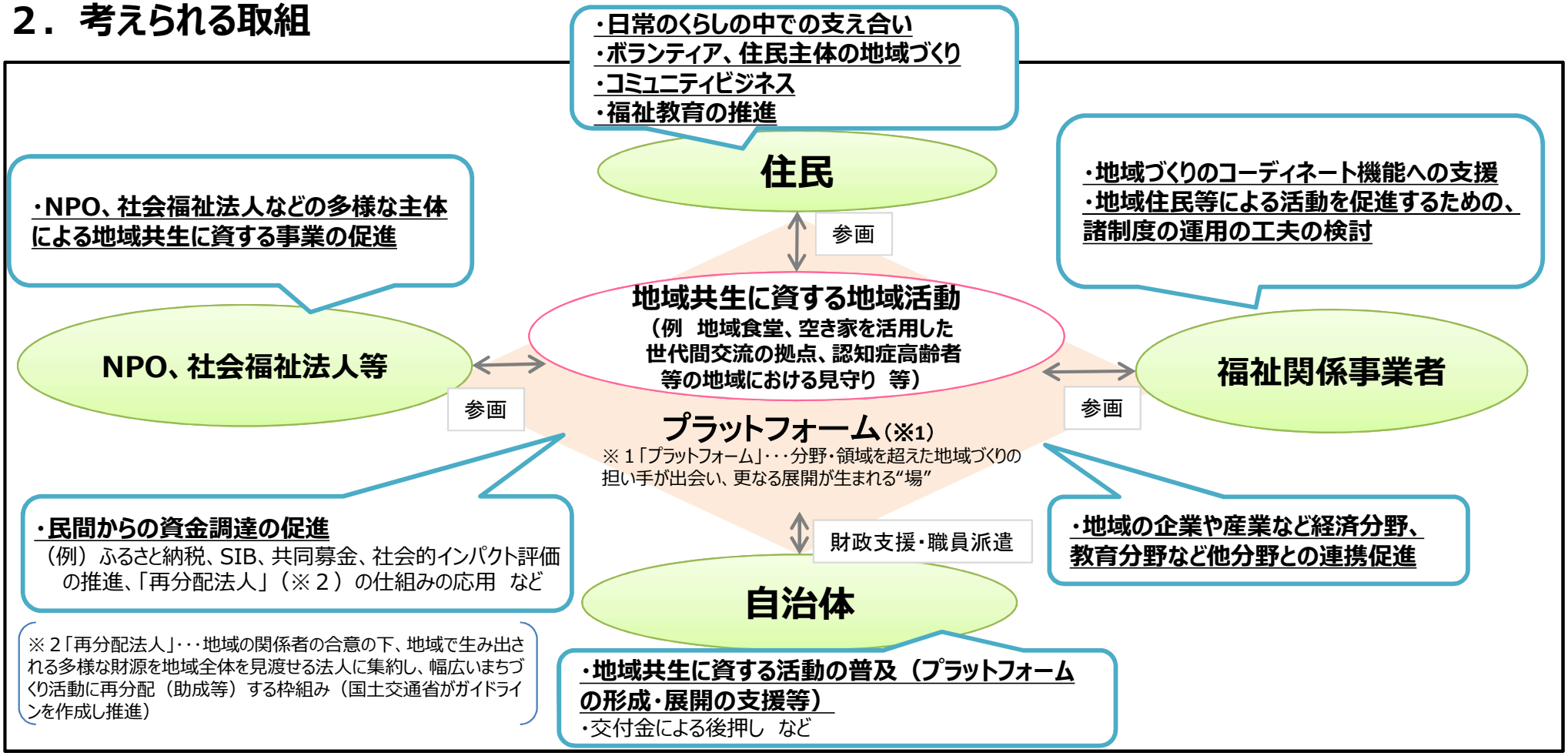

多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“くらし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

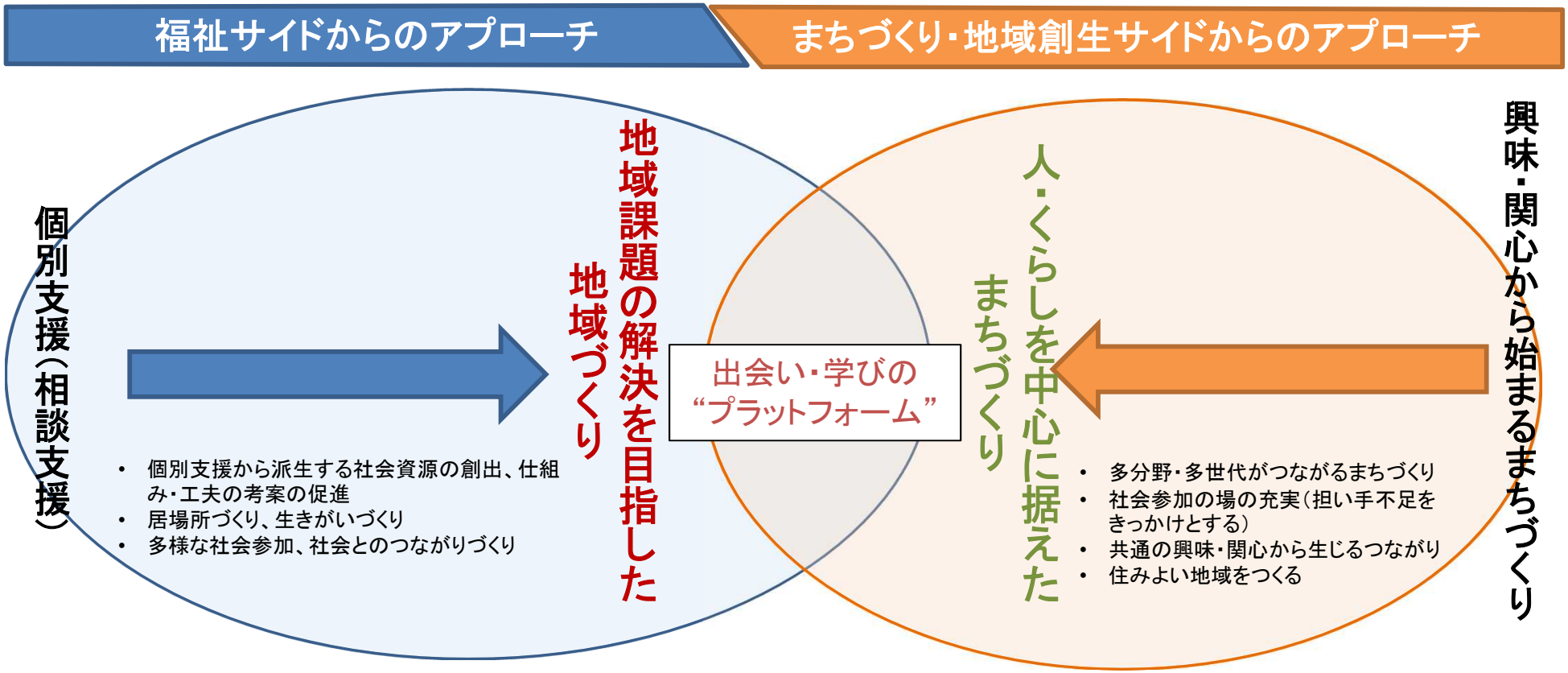

関連資料

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの**『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて**、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環
～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

◇居場所づくり
◇社会とのつながり
◇多様性を尊重し包摂する地域文化

◇生きがいづくり
◇安心感ある暮らし
◇健康づくり、介護予防
◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

◇社会経済の担い手輩出
◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

地域における人と資源の循環
～地域社会の持続的発展の実現～

◇就労や社会参加の場や機会の提供
◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域

農林

環境

産業

交通

……

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

平成27年9月　「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告）

多機関の協働による包括的支援体制構築事業（平成28年度予算）

平成28年6月　「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる

7月　「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

10月　地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）の設置

12月　地域力強化検討会　中間とりまとめ

「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業（平成29年度予算）

平成29年2月　社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）を国会に提出

「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定

5月　社会福祉法改正案の可決・成立　→　6月　改正社会福祉法の公布

※　改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。

9月　地域力強化検討会　最終とりまとめ

12月　「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出

平成30年4月　改正社会福祉法の施行

令和元年5月　地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）の設置

7月　地域共生社会推進検討会　中間とりまとめ

改正社会福祉法の概要
（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1．地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2．この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

○ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（＊）

（＊）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、ＮＰＯ法人等

○ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3．地域福祉計画の充実

○ 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年（平成29年）6月2日公布。2018年（平成30年）4月1日施行。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成31年度予算　２８億円（200自治体）
平成30年度予算　２６億円（150自治体）
平成29年度予算　２０億円（100自治体）

住民に身近な圏域

（１）地域力強化推進事業（補助率3/4）

○　住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。

ご近所、自治会　地区社協　社会福祉法人、NPO　企業、商店

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制

様々な課題を抱える住民（生活困窮、障害、認知症等）

民生委員・児童委員　ボランティア、学校、PTA、老人クラブ、子ども会

地域における他分野
まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、環境、社会教育、交通、都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援

[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備（他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ）

[2] 地域の課題を包括的に受け止める場（※）
※　地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

○　市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

ニッポン一億総活躍プラン
（H28.6.2閣議決定）

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りの推進。

市町村域等

（２）多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

○　複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のﾈｯﾄﾜｰｸ化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等

[3]

雇用、就労関係　高齢関係　住まい関係　教育関係　保健関係
多文化共生関係　障害関係
自殺対策関係　司法関係　児童関係　家計支援関係　医療関係

総合的な相談支援体制作り

＋ 新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

秋田県小坂町の例（総合相談窓口を設置）

- 地域包括支援センター（介護）をベースとして、障害、母子保健・成人保健の機能を統合し、多世代型地域包括支援センター（「まるねっと」）を設置し、住民からの様々な相談にワンストップで対応する体制を整備。
- 地域包括支援センターのブランチ、多世代交流拠点、社会福祉協議会等に相談員を配置し、町内の様々な場所で相談を受け付け、「まるねっと」が集約して対応。

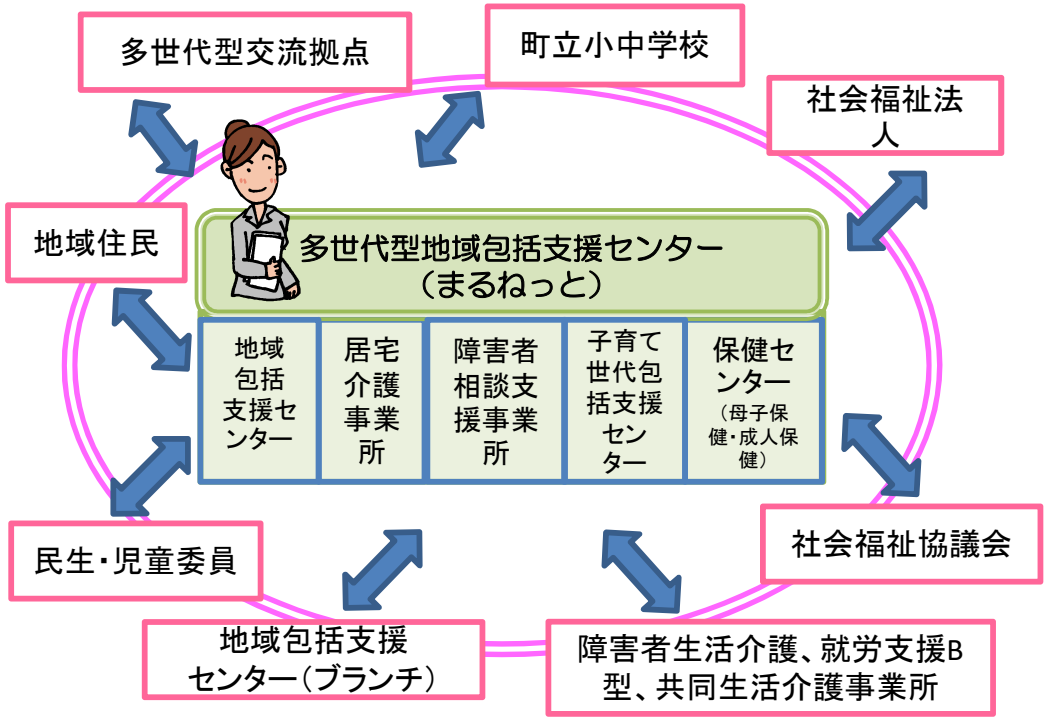

三重県名張市の例（複数の連携担当職員を配置）

- 複雑・複合化した事例に対応する連携担当職員（「エリアディレクター」）を複数部署（※）に配置し、多機関協働の取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。
  ※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 「地域づくり組織」を基盤として、地域における支えあい活動など地域の自主的な活動を推進

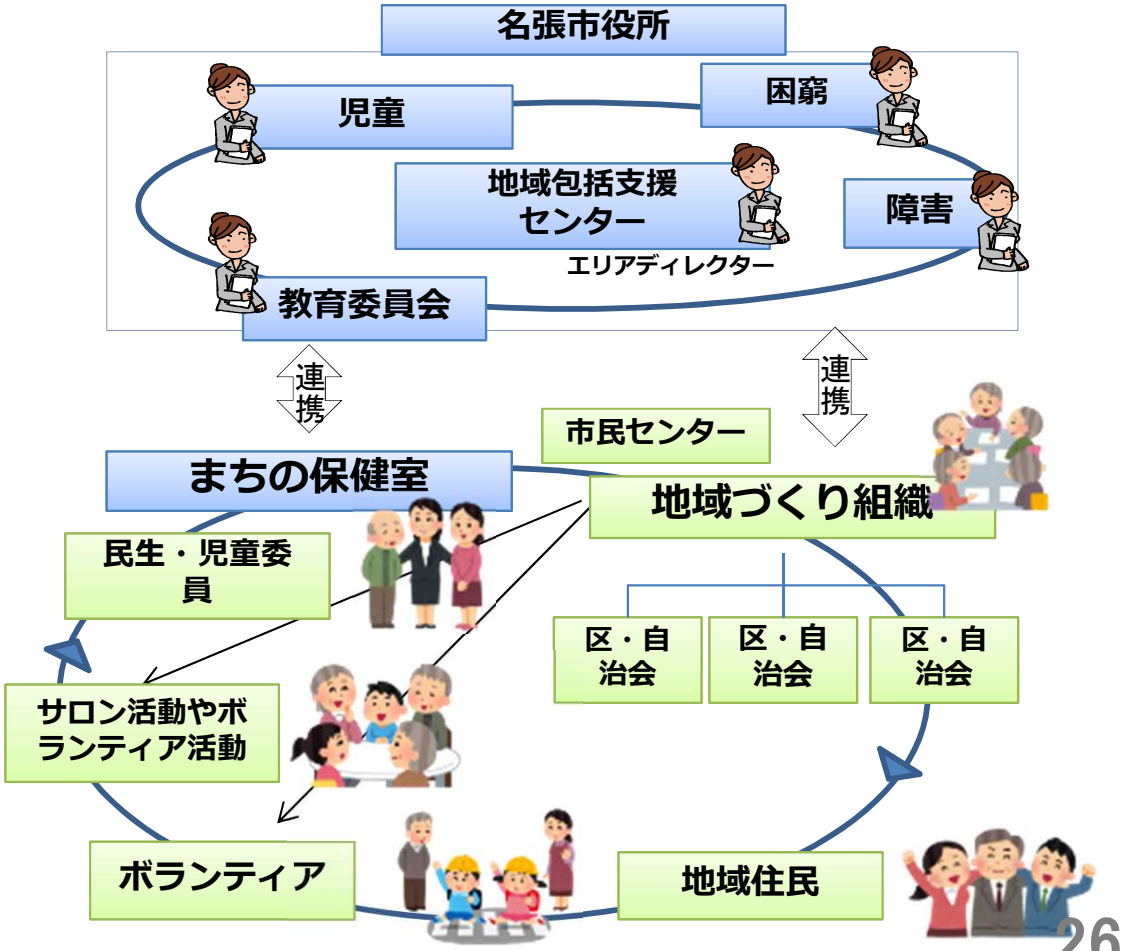

相談支援等の事業の一体的実施に当たっての課題（自治体職員へのヒアリング結果）

A町	• 直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。 • 正職員のうち、保健センターや地域支援事業（介護予防事業）を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。 **⇒会計検査において、地域支援事業（包括的支援事業）とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。**
B市	• 市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター（委託型）を高齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。 • 共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、2ヶ月間タイムスタディ調査を実施。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計（多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金）から支出。 **⇒介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金が分かれているために実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑さが見られる。**
C市	• 市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。 **⇒会計検査により、「国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。**

「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」

（平成29年3月31日　健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長　連名通知）

1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

○　市区町村は、地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施できる。

- 介護保険制度の地域支援事業
- 障害者総合支援制度の地域生活支援事業
- 子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業
- 健康増進事業
- その他の国庫補助事業
- 市区町村の単独事業

2 費用の計上について

○　市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分できる。

○　その方法は、国が例示するもののほか、市区町村の実情に応じて設定できる。

地域共生・地域の支え合いの実現に向けて

- 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。
- 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、従来のタテワリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①**丸ごと相談（断らない相談）の実現**、②**地域共生に資する取組の促進、③高齢者も障害者も利用できるサービスの推進**について検討を行う。

Ⅰ 丸ごと相談（断らない相談）の実現

◆ 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討（制度別に設けられている各種支援の一体的実施）

・「断らない」相談支援
・多様で継続的な「出口支援」（社会参加・就労支援、居住支援など）
・地域における伴走体制の確保

※あわせて、就職氷河期世代等への支援の強化を検討
・生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進
・地域におけるひきこもり支援の強化

Ⅱ 地域共生に資する取組の促進

◆ 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進

・地域活動が生じるプラットフォームの形成・展開の支援等
・民間からの資金調達の促進
・NPO、社会福祉法人等の多様な主体による事業の促進
・地方創生施策、住宅セーフティネット制度との更なる連携や農福連携の一層の推進など他省庁との連携策を促進

Ⅲ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進
・介護分野・障害分野の実態を踏まえた社会参加や就労的活動を含むサービス・支援

包括的な支援体制の整備例（１）①

- ■ モデル事業においては、「まるごと相談窓口」として分野を包括した専門職による相談支援窓口や、住民に身近な地域で相談を受けとめる窓口が配置されている。
- ■ モデル事業における包括的な支援を実現するための体制については、相談窓口の配置、専門職の配置、またそれぞれの機関、人がカバーする圏域の範囲など、具体的な整備のあり方は多様であり、自治体の人口規模や広さ、地域資源の状況等に応じて創意工夫しながら取り組んでいる。

			三重県 名張市	福井県　坂井市	茨城県東海村	愛知県 豊田市
人口			78,553人	91,638人	37,611人	425,340人
面積			129.77㎢	209.67㎢	38.00㎢	918.32 ㎢
小／中学校数			14校／5校	19校／5校	6校／2校	77校／28校
地域力強化の体制	環境整備、体制の構築		まちづくり協議会（小学校区）で、一括交付金を活用し、地区ごとに創意工夫をして事業実施	「ふくしの会」が主体的に課題を把握して課題解決を試みる体制となるよう市と社協が協働して後方支援を実施。 ※37地区のうちモデル4地区で実施。	第2層協議体（小学校区）または第3層協議体（自治会単位）・地区社協ごとの「ふれあい協力員」	社協ＣＳＷと地域包括支援センター、障害者相談支援事業所が連携し、地域づくりの調整機能を担う。
	住民に身近な相談窓口	開設場所	15か所（まちの保健室） ※ 地域包括支援センターのブランチ	市社協、市役所、地域包括支援センター、障がい者相談事業所	ふれあい協力員の見守り活動、サロン・食事会等を活用したニーズ収集	健康と福祉の相談窓口（4～5中学校区ごとの地区） ※現時点ではモデル2地区に設置するとともに、市役所所在地区は、本庁・社協本部として設置
		対応者	市職員	社協職員、市職員、地域包括支援センターや障がい相談事業所	ふれあい協力員、村社協コミュニティワーカー	市職員、市社協職員

包括的な支援体制の整備例（１）②

			三重県･名張市	福井県･坂井市	茨城県東海村	愛知県･豊田市
多機関協働の体制	相談支援包括化推進員の配置 ※いずれも財源は混在		５名 市役所の各課・相談窓口にエリアディレクター（相談支援包括化推進員）を配置。	２名 （専任／市職員）	２名（正規職員１名、臨時職員１名）	23名　（市職員15名[事務職、事務職有福祉資格者、保健師が兼務]、市社協職員８名[有福祉資格者がCSW･困窮相談支援員と兼務]） 市内支所に配置
	包括化推進員の役割		所属する各相談支援機関の相談ケースを担当しつつ、他部課・機関との連携を調整	・各相談支援機関からの複合課題事例について多機関での情報共有・支援方針の決定の支援を行う。 ・各相談支援機関や市各課の連携方法について調整を図る。	生活支援コーディネーターとの連携により、地域をフィールドとして、子ども、高齢者、生活困窮者など縦割りを排した支援対象者の把握を行う	所属する機関で相談ケースを担当しつつ、必要に応じて複合課題事例について他機関とのつなぎ・連携を行う。
	包括化推進会議		ケース検討：随時 ﾈｯﾄﾜｰｸ構築：２か月に１回程度	ケース検討：定例(月２回) ﾈｯﾄﾜｰｸ構築：３か月に１回程度	ケース検討：月１回 事例検討　年３回以上 ﾈｯﾄﾜｰｸ構築：２か月に１回程度 （協議体も兼ねる）	ケース検討：随時 地域ケア会議等も活用 ﾈｯﾄﾜｰｸ構築：２か月に１回程度
	相談を受け止める機能	総合相談窓口	－	市役所福祉総合相談室、各市民窓口担当課、市社協、地域包括支援センター、障がい相談事業所	社協･総合相談窓口	上記と同列で設置。（市役所福祉総合相談課、市福祉センター（市社協）、コミュニティセンター）
		対応者	－	上記各機関の職員	社協職員（CSW）	市職員、市社協職員

包括的な支援体制の整備例（三重県名張市）

○ 地域における支え合い活動や教育との連携など、地域の自主的な活動を支援するため、「地域づくり組織」を基盤とした各施策を推進。
○ 身近な距離で分野を超えた総合相談を行い、地域をバックアップする「まちの保健室」の整備と体制強化。
○ 「エリアディレクター」による多機関協働の取組で、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。

★エリアディレクターの業務

地域づくり組織、まちの保健室と協力し、把握した個別のケースについては、高齢、障害、児童、困窮、教育の各分野で任命された５名のエリアディレクターが支援を組み立て、エリア会議を通じて関係者（関係機関）の連携調整を行う。
縦割りの関係者から一歩踏み出した支援を引き出し、それらを積み重ね、地域の課題解決能力を高める。（1+1を3にしていく）

名張市地域福祉教育総合支援システム ～ 地域まるごと福祉・教育構想 ～

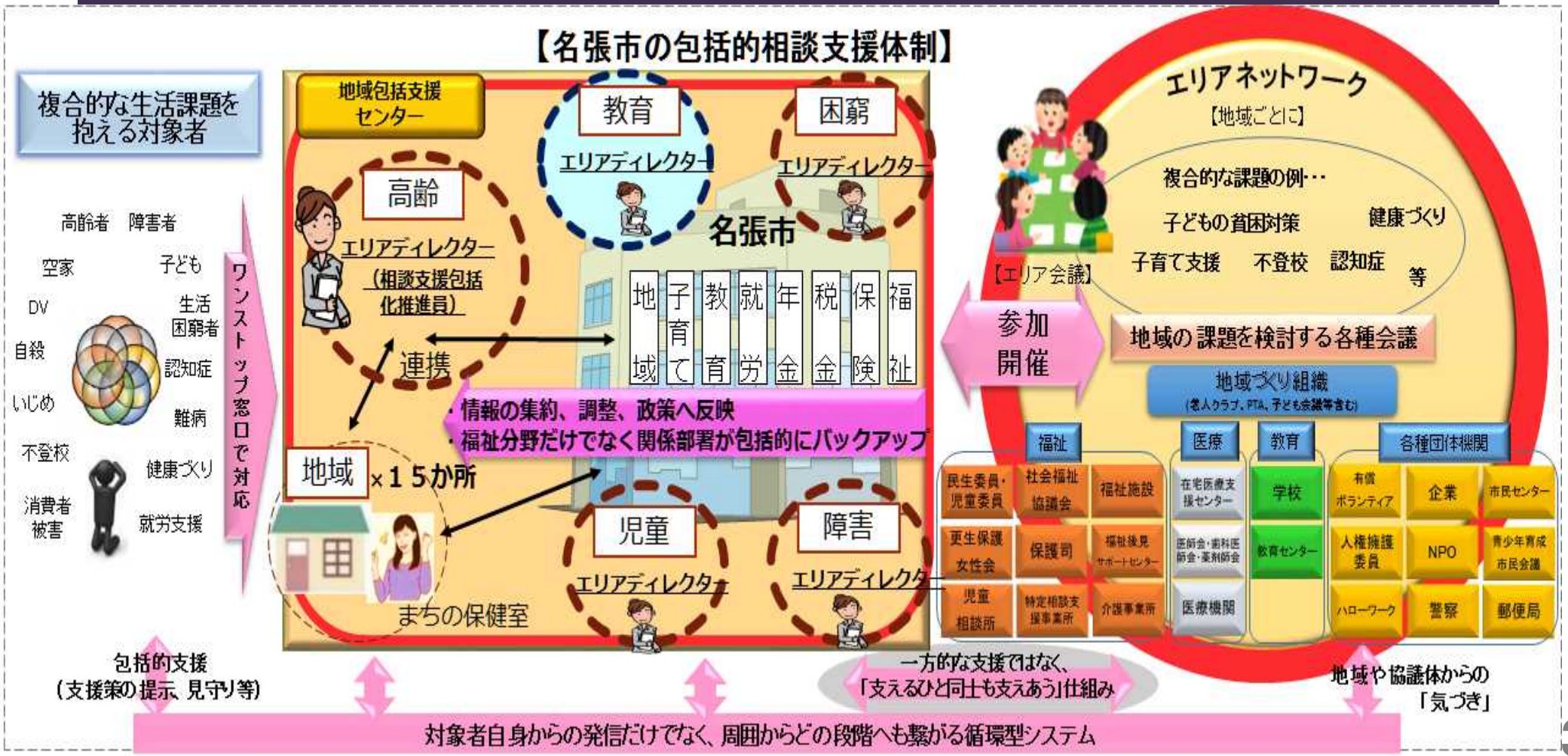

包括的な支援体制の整備例（福井県坂井市）

■ 各分野毎の相談窓口において、本人・その世帯を「丸ごと」受け止めることのできる相談支援体制の構築

○ 「個別会議」で複雑、複合的な各分野毎の相談窓口においては対応が困難な事案に関しては、分野横断の支援関係機関が集まり、情報共有及びアセスメント、支援方針を協議する。その調整役として市役所内に「相談包括化推進員」を配置。

○ 分野横断で複合課題の支援について検討できるようよう、相談支援方法や関係機関間の連携方法、地域課題について検討を図る（相談支援包括化推進会議）。

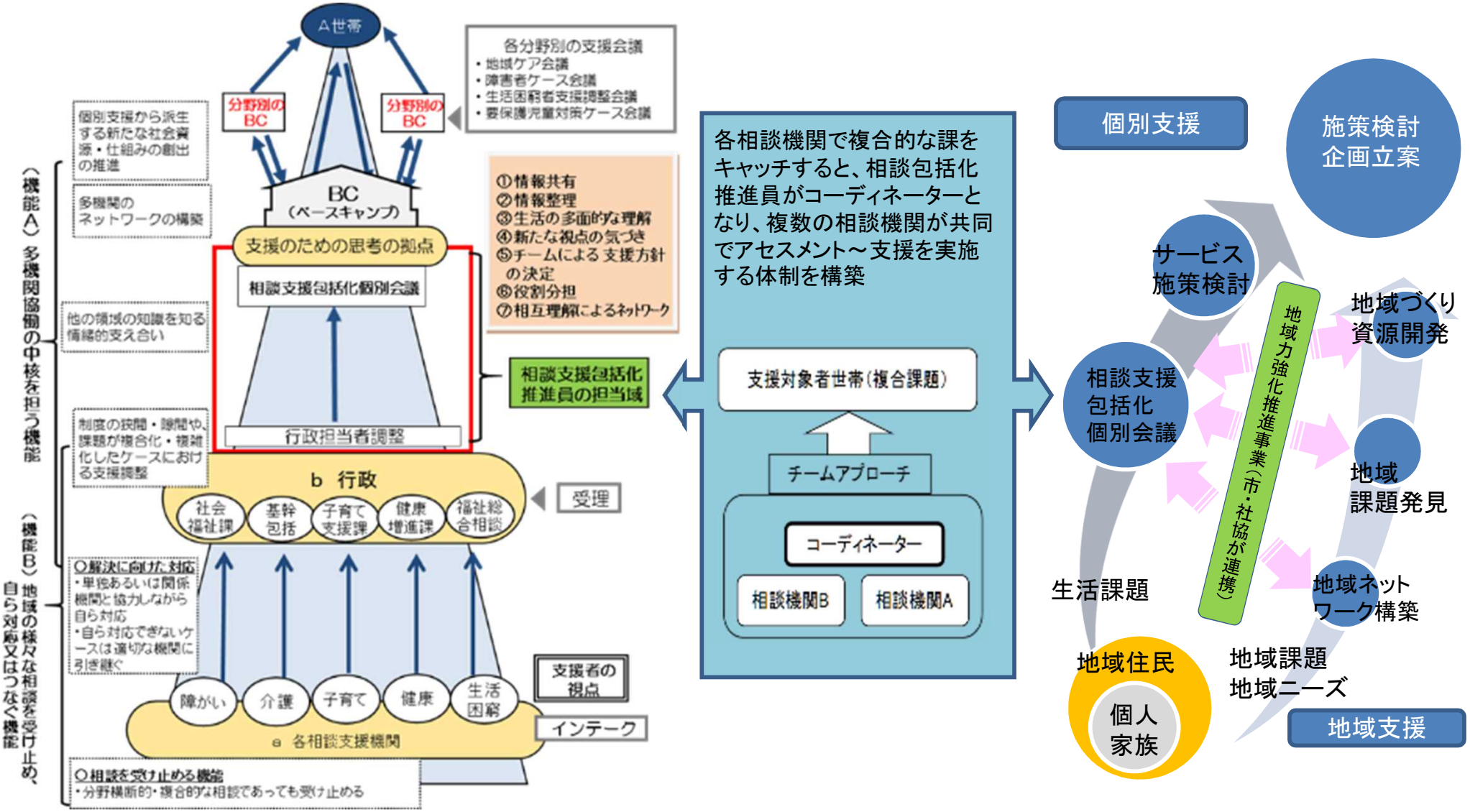

包括的な支援体制の整備例（茨城県東海村）

○さまざまな生活課題を抱える住民を地域で早期発見し，専門職と連携・協働しながら，地域の中で支え合える仕組みを構築。

○ 課題が複合化しているなど地域での支え合いの中では解決が困難な場合、適切に専門機関につながり解決に向かうよう、専門職同士の強固なネットワークを構築する。特に、行政各課を含む専門職は、“待ち”の姿勢ではなく、自ら積極的に支援が必要な方にアプローチするアウトリーチの姿勢で対応。

包括的な支援体制の整備例（愛知県豊田市）

■　「個別支援」と「支え合いの地域づくり」を連動させた包括支援を身近な地域で展開

○「個別支援」においては既存制度・サービスだけでは住民の「福祉・健康ニーズ」の解決に至らないことも多いため、「支え合いの地域づくり」から生み出されるインフォーマルサービスの活用とそれを生み出す動きが一連で行われるしくみの構築を進める。

○「個別支援」が地域の課題解決の経験として蓄積され、その実態を踏まえた「支え合いの地域づくり」を行うことで、同様・類似した課題を持つ地域住民を支える仕組みに還元される。個別支援を担う専門機関が各専門分野を活かしつつ連携して地域づくりの支援も担うことで、連動性を高めている。

個別支援

コミュニティセンター配置の「福祉総合相談課」と「ＣＳＷ(社協)」が共働して、相談受付からアセスメント、支援のコーディネートを実施するとともに、「ＣＳＷ(社協)」が中心となり、既存制度・サービスに留まらない地域住民に寄り添った「包括支援」の提供を行う。

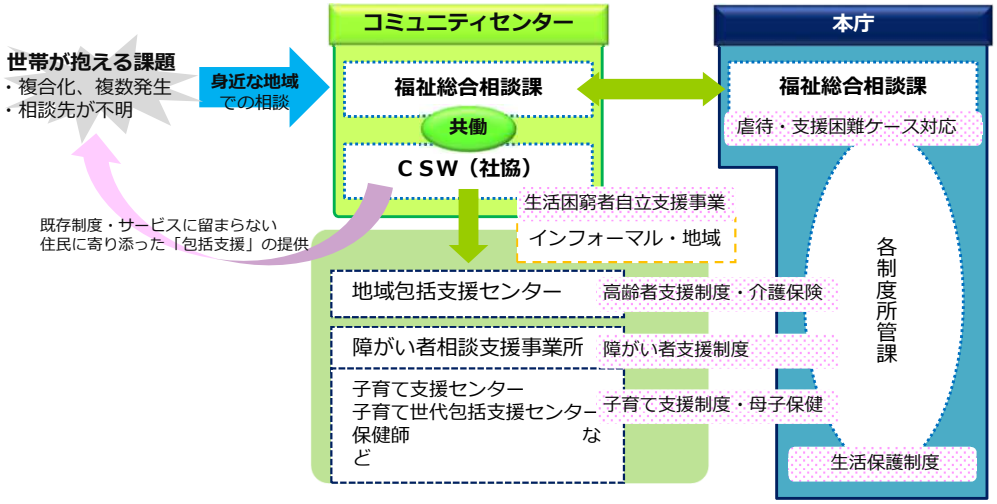

	配置	役割
福祉総合相談課	本庁	○虐待・支援困難ケースへの対応 ○地域密着型包括支援体制の全体管理 ○全市的な施策展開の検討
	コミセン	○ファーストインテーク（相談窓口・アウトリーチ） ○アセスメント、既存制度へのつなぎ・紹介 ○ＣＳＷの後方支援（既存制度間の調整・コーディネートなど）
ＣＳＷ（社協）	コミセン	○ファーストインテーク（相談窓口・アウトリーチ） ○アセスメント、支援機関のコーディネート、支援プラン作成 ○生活困窮者自立支援事業及び制度の狭間部分の直接支援実施
地域包括支援センター	中学校区	○体制構築後の支援における主導（高齢者支援中心のケース）
障がい者相談支援事業所	ブロック	○体制構築後の支援における主導（障がい者支援中心のケース）
子育て支援センター 子育て世代包括支援センター 保健師	各地域 本庁 拠点支所	○体制構築後の支援における主導（子育て支援中心のケース） ○母子保健や健康診断等を通じた定期的な面談・訪問

連動した実施

支え合いの地域づくり

「ＣＳＷ(社協)」と「地域包括支援センター」、「障がい者相談支援事業所」が連携し「支え合いの地域づくり調整機能」を担い、「福祉総合相談課」の後方支援を受けながら、住民活動を推進して「支え合いの地域づくり」を展開するとともに、必要に応じて施策立案・全市展開までつなげる。

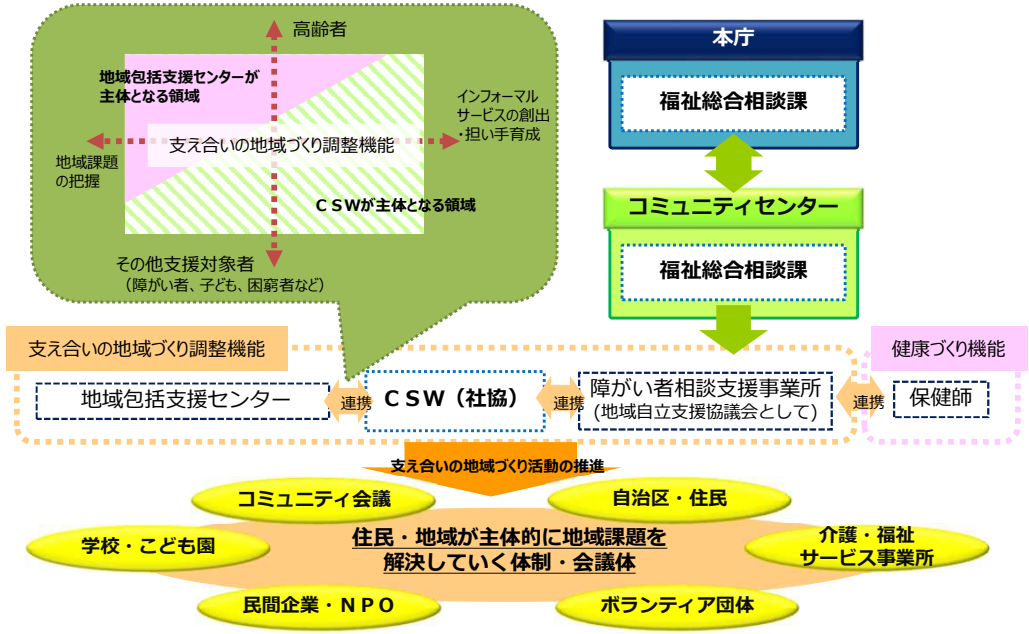

	配置	役割
福祉総合相談課	本庁	○地域の実情を踏まえ、全市的に支え合いの地域づくりを促進するための取組（研修実施・施策立案など）
	コミセン	○地域づくりの後方支援（データ提供、意識の醸成など）
ＣＳＷ（社協）	コミセン	○全世代支援に向けた既存会議体との調整・既存取組の拡大支援 ○全世代支援・世帯の視点からの地域課題・地域資源の把握 ○インフォーマルサービスの創出や担い手育成に関する主導
地域包括支援センター	中学校区	○地域ケア会議の開催調整・運営 ○高齢者支援の視点からの地域課題・地域資源の把握 ○高齢者支援におけるインフォーマルサービス活用の検討
障がい者相談支援事業所	ブロック	○地域自立支援協議会の取組と地域活動との連携調整 ○障がい者支援の視点からの地域課題・地域資源の把握 ○障がい者支援におけるインフォーマルサービス活用の検討

コミュニティソーシャルワーカーが支える住民主体の地域活動（大阪府豊中市）

自治体概要※
人口 398,479
面積 36.60㎢
小学校数＊ 41
中学校数＊ 18
※2019年4月1日現在
＊市立のみ

- 小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」（地域住民が活動の中心）において、ごみ屋敷など、なんでも相談を通じて把握した課題を地域住民とともに解決を図る。
- 社会福祉協議会（生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける）のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が、専門的観点からサポート。

住民に身近な地域での取組

◎校区福祉委員会

- 小学校区ごとに設置された自主ボランティア組織
- 校区内の福祉問題を解決するために、地域の各種組織の協力を得て活動
- 配食サービス、ミニデイサービス、サロン事業、ボランティアの育成・登録等を実施

◎豊中あぐり（新たな担い手の育成）

- 都市型農園を拠点に、人の交流と社会参加を促進（中高年男性中心）し、地域福祉の担い手づくりを目指す

豊中あぐり

◎福祉なんでも相談窓口（地域福祉の活動拠点）

- ボランティア（校区福祉委員、民生・児童委員）がどのような相談でも受け止める。

◎CSW（コミュニティソーシャルワーカー）

- 市社会福祉協議会のCSWが専門的観点から住民活動をサポート
- 住民と協働しながら、地域のニーズを把握
- 必要に応じて、関係機関や広域のネットワーク会議等につなぐ

住民・専門職によるアウトリーチ（ローラー作戦）

バックアップ

コミュニティソーシャルワーカー

連携

市レベルでの取組

地域包括ケアシステム推進総合会議（市全域）

高齢　障害　子育て　医療　生活困窮　民生・児童委員 校区福祉委員　消防　警察

- 多分野の相談支援機関の課題共有、しくみづくりの場

連携

地域福祉ネットワーク会議（日常生活圏域：市内７地域）【高齢部会・障害部会・子ども部会】

- 専門職、高齢・障害・児童の施設事業所、地域住民、民生委員・児童委員などが参加
- ワークショップなどを通した課題共有・地域連携の場

作成：厚生労働省

既存の相談支援機関の人員配置基準・資格要件等

○ 各分野において設置された既存の相談支援機関は、それぞれ対象、事業内容や機能に応じた人員配置基準や実施主体が設定されている。

分野	機関名	必須／任意	設置の根拠	人員配置基準	実施主体	対象	事業概要／機能等
介護	地域包括支援センター	必須	介護保険法第115条の46	原則、担当区域における第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、以下の職員を常勤専従で配置する。 ○保健師 ○社会福祉士 ○主任介護支援専門員 ※1　それぞれの職種に準ずる者の規程がある。 ※2　上記とは別途、小規模区域等における例外基準がある。	市町村（委託可）	高齢者を主とした地域住民	・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・介護予防ケアマネジメント
困窮	自立相談支援機関	必須	局長通知	法令上の基準は設けられていないが、3 職種の支援員（人員）の配置（小規模自治体等において兼務は可能）	福祉事務所設置自治体	生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者	・プラン案の適切性の協議 ・支援提供者によるプランの共有 ・プラン終結時等の評価 ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
障害	障害者相談支援事業所（市町村地域生活支援事業）	必須	障害者総合支援法第77条第1項第3号	法令上の基準は設けられていないが、委託する場合、常勤の相談支援専門員の配置が必要。	市町村（委託可、複数市町村による共同実施可）	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者	・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ・社会資源を活用するための支援 ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介　等
	基幹相談支援センター	任意	障害者総合支援法第77条の2第2項	法令上の基準は設けられていないが、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要になる人員の配置（主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）	市町村（委託可、複数市町村による設置可）	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者 地域の相談支援事業者	・総合的・専門的な相談支援の実施 ・地域の相談支援体制の強化の取組 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・権利擁護・虐待の防止
子ども	利用者支援事業所（利用者支援事業）	任意	子ども・子育て支援法第59条第1号	法令上の基準は設けられていないが、利用者支援専門員（専任職員）を1名以上配置	市町村（委託可）	子ども及びその保護者等	・子育て家庭等からの相談 ・子育て支援に関する情報の収集・提供 ・子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援 ・地域の関係機関との連絡調整　等
	子育て世代包括支援センター（法律上の名称：母子健康包括支援センター）	任意（努力義務）	母子保健法第22条	法令上の基準は設けられていないが、保健師等を1名以上配置	市町村（委託可）	母性並びに乳児及び幼児	・母子保健に関する各種の相談対応、支援に必要な実情の把握、保健指導の実施など、包括的な支援を行う

「断らない相談支援」に必要な機能

機能	内容
相談の受け止め	○多様な相談が寄せられることが想定されるが、まずは相談の入口として一旦、包括的に受け止めることが求められる。
解決に向けた対応	○個人、世帯の状況を包括的に把握するために情報収集をしたり、対応すべき課題を明らかにして、解決の方向性を検討する。 ○また、課題の内容に応じて、専門的な機関につないだり、関係者、関係機関と連携する。
制度の狭間・隙間や、課題が複合化・複雑化したケースにおける支援調整	○複合的な課題を抱えているために、丁寧なアセスメントや、複数の支援機関による支援が求められる等の困難な事例に対して、支援の方向性を整理したり関係者の役割分担をする等の総合調整を担う。
多機関のネットワークの構築	○地域の関係機関や専門職、自治体等による多様なネットワークを構築したり、支援に関わるチーム全体の総合調整を行う。
個別支援から派生する新たな社会資源・仕組みの創出の推進	○個別支援を通じて既存の社会資源を見つけたり、不足している場合には新たに創造するなど、支援を通じて新たな支援を作ったり、支援体制を充実させる。
相談支援に関するスーパーバイズ、人材育成	○支援者に対して個別のスーパーバイズを行ったり、ケース会議等でグループスーパービジョンを行う。 ○また、研修会等において、支援の知識や技術の向上に向けた働きかけを行う。
継続的な伴走支援	○伴走支援には、「地域にある様々な居場所や地域活動等の暮らしの中で行う、支え合いや緩やかな見守り」と「専門職による課題の解きほぐし（時間をかけたアセスメント）や本人の状態の変化に寄り添う継続的な支援」の２つが想定される。「断らない相談支援」においては、後者の伴走支援を想定。 ○また、これらの支援は「参加支援」と一体的に進めていくことが求められる。 ○伴走支援の終結の考え方としては、 ・本人の状態が改善し、一定程度、課題の解決が図られた時 ・適切に専門の支援機関につながった時 ・全ての課題は解決していないものの、地域や関係機関の関わりや見守りの体制が整備された時 等とする。

地域福祉計画・地域福祉支援計画について（社会福祉法の規定）

（市町村地域福祉計画）

第107条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条　都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

三　社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四　福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五　市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2　都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3　都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

包括的支援体制の整備に関する地域福祉計画の規定～告示、通知

「包括的な支援体制の整備に関する指針」（大臣告示）「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（局長通知）

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（厚生労働省告示第355号）（抄）

市町村における包括的な支援体制の整備については、地域の関係者が話し合い、共通認識を持ちながら計画的に推進していくことが求められるが、その際、市町村地域福祉計画の策定過程を活用することも有効な方策の一つである。

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（子ども家庭局長／社会・援護局長／老健局長　連名通知）（抄）

第一　社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）**改正の趣旨について**

(7)　法第107条、法第108条関係

（略）今般の改正では、法第106条の３第１項で定める体制整備を促進する観点からも、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）の策定について、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けている。また、第106条の３第１項各号で規定する包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載事項として追加している。

あわせて、策定した地域福祉（支援）計画については、定期的に調査、分析及び評価の手続きを行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることとされている。

第二　市町村における包括的な支援体制の整備について

法第106条の３第１項は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第1号）、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第２号）、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築（第３号）の３つの事業の実施等を通じ、包括的な支援体制を整備することを市町村の新たな努力義務としている。

（中略）

市町村が、地域福祉計画の策定プロセスなども活用しながら、３つの機能・取組を担うべき主体とともに、どのように支援体制を整備していくかを考え、関係者の総意と創意工夫により具体化し、展開していくことが期待される。なお、包括的な支援体制の整備に向けては、これら３つの機能・取組について、個々に「点」として実施するのではなく、互いに連携・協働し、「面」として実施していくことが求められていることに留意する必要がある。

「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」（局長通知）

第三　市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

1　市町村地域福祉計画

（1）　市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、**⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の３第１項各号に掲げる事業を実施する場合）**の５つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら５つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

⑤　包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の３第１項各号に掲げる事業を実施する場合）

「第二　市町村における包括的な支援体制の整備について」を参考にする。

ア　「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の３第１項第１号関係）　（1の⑴の④と一体的に策定して差し支えない。）

- ㈠　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- ㈡　地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ㈢　地域住民等に対する研修の実施

イ　「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の３第１項第２号関係）

- ㈠　地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備
- ㈡　地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知
- ㈢　地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
- ㈣　地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

ウ　多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の３第１項第３号関係）

- ㈠　支援関係機関によるチーム支援
- ㈡　協働の中核を担う機能
- ㈢　支援に関する協議及び検討の場
- ㈣　支援を必要とする者の早期把握
- ㈤　地域住民等との連携

「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」（局長通知）

第三　市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

２　都道府県地域福祉支援計画

（1）　都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

都道府県地域福祉支援計画（以下「支援計画」という。）に盛り込むべき事項としては、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項、③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項、④福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項、**⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項**の５つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の支援計画としては認められないものである。都道府県においては、主体的にこれら５つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともにその他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

⑤　市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

ア　単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築

イ　都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案

ウ　住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めていくための人材育成、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言

エ　その他必要な事項

既存事業における都道府県の役割

▶モデル事業

・単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする者に対する支援体制を市町村と連携して構築
・都道府県と市町村、市町村間の情報共有や技術的助言
・相談支援包括化推進員等の人材養成

▶地域生活支援事業（障害）※都道府県事業として位置づけ

・特に専門性の高い相談への対応
・相談支援体制整備事業（相談支援アドバイザーの配置等）
・相談支援従事者等研修　　等

▶自立相談支援事業（生活困窮者）　※都道府県事業として位置づけ

・管内自治体に対する任意事業の実施に向けた働きかけ、広域での共同実施に向けた調整等
・各事業の従事者に対する人材養成
・地域ごとの関係機関のネットワークづくり
・都道府県が持つ広域行政としてのノウハウ（産業雇用部門、住宅部門）等を生かしたバックアップ

▶保険者機能強化推進交付金（都道府県分）に係る評価指標（高齢者）

・管内の市町村の介護保険事業に係るデータ分析等を踏まえた地域課題の把握と支援計画
・自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容
　（１）保険者による地域分析、介護保険事業計画の策定（２）地域ケア会議・介護予防（３）生活支援体制整備等（４）自立支援・重度化防止等に向けたリハビリテーション専門職等の活用（５）在宅医療・介護連携（６）認知症総合支援（７）介護給付の適正化（８）介護人材の確保（９）その他の自立支援・重度化防止等に向けた各種取組への支援事業

▶利用者支援事業（子ども・子育て）

・本事業は市町村が実施主体
・利用者支援事業の専任職員への研修の実施　等

地域における自殺対策の推進について

自殺対策における地方公共団体の役割　⇒　地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進

- 国と協力し、地域の状況に応じた施策を策定・実施
- 地域自殺対策推進センターの設置（都道府県・指定都市）
- 都道府県・市町村自殺対策計画の策定
- 自殺者の親族等への相談体制の充実
- 関係者の連携協力、調査研究等の推進、人材の確保、研修・啓発の推進
- 医療提供体制や様々な分野の相談機関につなげる他機関連携体制の整備
- 医療機関と連携した自殺未遂者支援の推進
- 民間団体の活動の支援

政策決定支援

補助

自殺総合対策推進センター
＜総合対策の展開＞

- 学際的な観点からの情報収集
- 評議委員会の開催
- 地域自殺対策推進センター等連絡会議等の実施
- 自殺未遂者及び自死遺族等ケア研修の実施
- 革新的自殺研究プログラムの実施

補助

支援・指導

都道府県・指定都市

地域自殺対策推進センター
（本庁・精神保健福祉センター等に設置）

～ 管内市町村のエリアマネージャー ～

- 自殺対策計画の策定支援
- 連絡調整会議（関係機関との連携）
- 自殺対策に関する人材育成研修
- 自殺対策に資する情報の収集・分析・提供
- 市町村等における自殺未遂者・自死遺族等支援に対策指導等

連携

※平成31年4月 全都道府県・指定都市で地域自殺対策推進センターを設置済。

都道府県
（自殺対策担当部署）

支援・指導

市町村
（自殺対策担当部署）

学校

行政機関

医療機関

民間団体

警察・消防

企業（メンタルヘルス担当）・
産業保健総合支援センター

各制度等における複合的課題等
（自殺対策（自殺既遂者））

○民間団体が自殺で亡くなった方の遺族の協力を得て行った調査によれば、
- 潜在的な自殺の危機要因となり得るものは69個
- 自殺で亡くなった人が抱えていた危機要因の平均個数が3.9個
- 最初の危機要因の発現から自殺で亡くなるまでの期間の中央値は5.0年、平均値は7.5年
- 亡くなる前に、行政や医療等の何らかの専門機関に相談していた方が約70%

等といった結果が示されている。

○ こうした調査結果からは、自殺に至るまでのプロセスにおいて、様々な危機要因（課題）が複合的に絡み合い、経時的に変化・複雑化している状況が見られるとともに、個々の課題に対応するための支援とあわせて、本人に継続的に関わり続けるための支援の必要性が示唆されていると考えられる。

自殺の危機経路

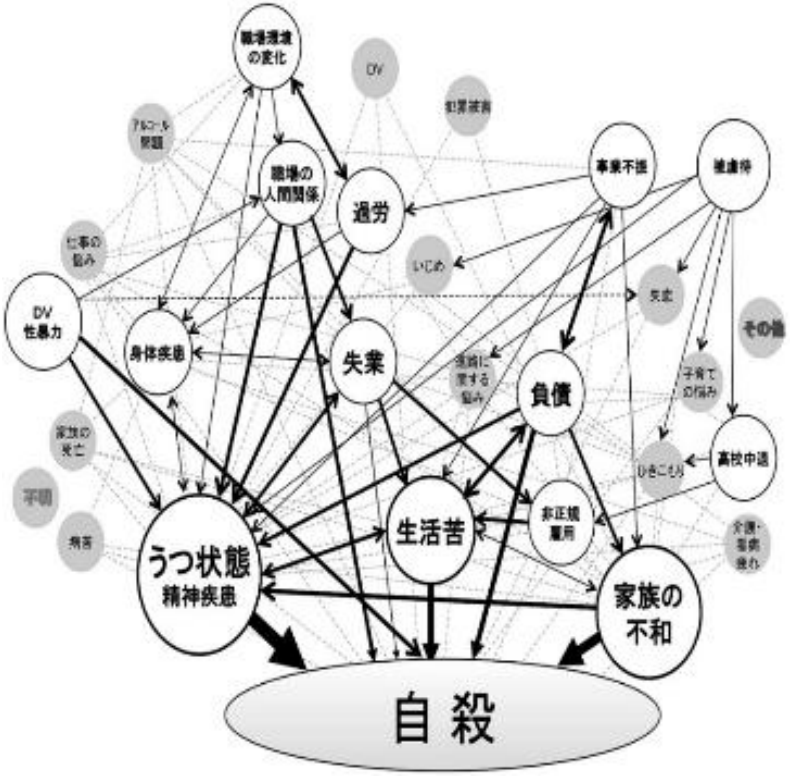

自殺の危機要因となり得るもの

健康問題（531）

身体疾患（腰痛）（18）、身体疾患（その他）（88）、うつ病（274）、統合失調症等（97）、アルコール問題（34）、病苦（17）、認知症（2）、出産（1）

経済・生活問題（414）

倒産（11）、事業不振（60）、失業（57）、就職失敗（23）、生活苦（66）、負債（多重債務）（82）、負債（住宅ローン）（10）、負債（その他）（31）、借金の取り立て苦（26）、連帯保証（20）、経営の悩み（6）

家庭問題（354）

家族間の不和（親子）（71）、家族間の不和（夫婦）（76）、家族間の不和（その他）（17）、家族との死別（自殺）（22）、家族との死別（その他）（30）、家族の将来悲観（6）、離婚の悩み（47）、被虐待（当時）（4）、DV被害（19）、育児の悩み（30）、介護・看病疲れ（24）、親の不仲・離婚（6）、妊娠・不妊の悩み（1）

勤務問題（366）

仕事の失敗（39）、職場の人間関係（95）、職場環境の変化（配置転換）（43）、職場環境の変化（昇進）（17）、職場環境の変化（降格）（6）、職場環境の変化（転職）（19）、休職（13）、過労（69）、職場のいじめ（11）、仕事の悩み（51）、定年退職（3）

学校問題（95）

進路の悩み（入試）（7）、進路の悩み（その他）（22）、学業不振（8）、いじめ（4）、教師との関係（15）、他生徒との関係（15）、ひきこもり（16）、不登校（6）、教師からの叱責（1）

男女問題（37）

結婚をめぐる悩み（6）、失恋（16）、不倫の悩み（13）、恋人の自殺（1）、性同一性障害（1）

その他

犯罪発覚（3）、犯罪被害（7）、後追い（1）、心中（8）、近隣関係（15）、将来生活への不安（29）、単身赴任（2）、災害（その他）（3）、親への家庭内暴力（2）、高校中退（5）、事故（7）、同業者・同僚の自殺（1）、配偶者への暴力（4）、その他（73）

出典：『自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク）』

足立区における自殺対策と生活困窮者自立支援の連携

＜足立区の概要＞
- 人口　685，447人（平成30年1月1日現在）
- 生活保護受給率　3.63%
- 面積53，25㎢

＜概要＞

生活困窮者自立支援制度

○　自立相談支援機関　：　直営＋委託（NPO法人）

○　任意事業　：　家計相談支援事業、就労準備支援事業、学習支援事業、一時生活支援事業（都区共同事業として東京都が実施）を実施

連携体制の構築

- 庁外の関係者を含めた「こころといのちの相談支援ネットワーク」を設置。
- 様々な相談窓口に来た相談者を総合的に支援するため、庁内の関係部署の連携体制も整備。各相談窓口がつなぎ先の対応に迷った際には、「こころといのち支援係」が相談に乗り、調整を図っている。
- また、支援調整会議においても、自殺対策の担当が参加している。

連携に向けた取組①

「相談者への対応が一目でわかるフローチャート」活用による早期支援

○　相談機関に来た相談者のうち、自殺対策担当部署等につなぐ判断を補助するための「チェックポイント」や「フローチャート」を作成。

○　「チェックポイント」は、相談者自身の訴えからは表面化しづらい課題についても、本人の様子や振る舞いなどから察知するためのツールとして、ゲートキーパー手帳に盛り込み、ゲートキーパー研修会を通じて共有している。

○　アセスメントの抜け漏れを防ぎ、早期に支援が可能になる。

連携に向けた取組②

総合相談会によるアウトリーチ活動

○　自立相談支援機関とともに、自殺対策担当部署等や保健師、ひきこもり支援担当、弁護士等と一緒にワンストップ型の出張相談会を（年5回×6日間）実施。

●出張総合相談会の実施

（常設の窓口以外の場所での相談を実施）

▽ハローワーク・弁護士・保健師・福祉事務所職員・生活サポート相談員・PS（寄り添い支援）相談員（NPO）・ひきこもり相談員（NPO）などによる出張総合相談会を年5回（1回6日間（月曜日から土曜日））実施

※6・9・11・1・3月実施

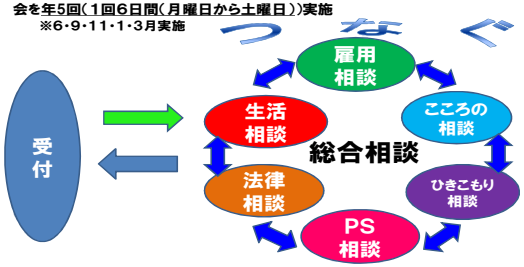

連携に向けた取組③

つなぐシートの活用

○　複数の機関で連携して支援するため、段階に応じた途切れない確実な「つなぎ」を目指している。

①　次の窓口を紹介する。

②　紹介状「つなぐシート」でつなぐ

③　精神保健福祉士等の資格を持つパーソナル・サポーターでつなぐ。

※「つなぐシート」は、次の窓口につなぐ際に情報が共有できるほか、経過を関係者にフィードバックする仕組みを設けることで、多機関の連携が有効であることを実感することにもつながっている。

連携に向けた取組④

「生きてていいんだ」と思える居場所の創出

○「課題解決志向の個別支援」と連動して行っている「存在肯定志向の居場所創出活動」。課題が解決しても居場所には継続参加可。

○相談者が、グループでの人とのつながりを通して、他者承認と自己確認を図る（人間関係のリハビリを行う）ことがねらい。

○支援者にとっては、相談者とフラットな関係を築く場に。また、組織等の枠を超えて、支援者同士が相談者を支える機会にも。

江戸川区における自殺対策と生活困窮者自立支援の連携

＜江戸川区の概要＞
・人口　697,801人
（平成31年4月1日現在）
・生活保護受給率2.915 %
・面積49, 09㎢

連携に向けた取組①

シート等のツールの活用

○ 生活保護受給者や生活困窮者自立支援制度の利用者を関係機関が連携して支援していくため、複数の関係機関の支援状況や、相談者のやり取りの情報を共有。

○ 複数の関係機関間での連携を円滑に行うことができる。

連携に向けた取組②

総合相談会によるアウトリーチ活動

○ 自殺の社会的要因である失業、多重債務をはじめ、個人が抱える生活上の様々な問題に対して、各分野の専門家が相談に応じるワンストップサービス

○ 月1回、健康サポートセンターで開催

○ 自立相談支援機関とともに、弁護士、ハローワーク職員、消費生活相談員、保健師などが相談に応じている。

＜概要＞

生活困窮者自立支援制度

○　自立相談支援機関　：　委託（くらしごと相談室）
○　任意事業　：　家計改善、就労準備支援、次世代育成等

「なごみの家」を核とした包括的な支援体制

○高齢者だけでなく、全世代を対象として、包括的な支援を行うことができるよう、①相談機能、②居場所機能、③ネットワークづくりの機能を有する「なごみの家」を区内9か所に設置している。（最終的に15か所の整備を計画）

○住民の悩みや課題を速やかに察知・把握できる機能として、住民の暮らしの中に「なごみの家」を設けるとともに、「なごみの家」を入口として、区内の様々な専門相談等に必要に応じたつなぎを行う。

○自殺防止連絡協議会や、くらしごと相談室（生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関）をはじめとした区の相談支援機関と協働している。

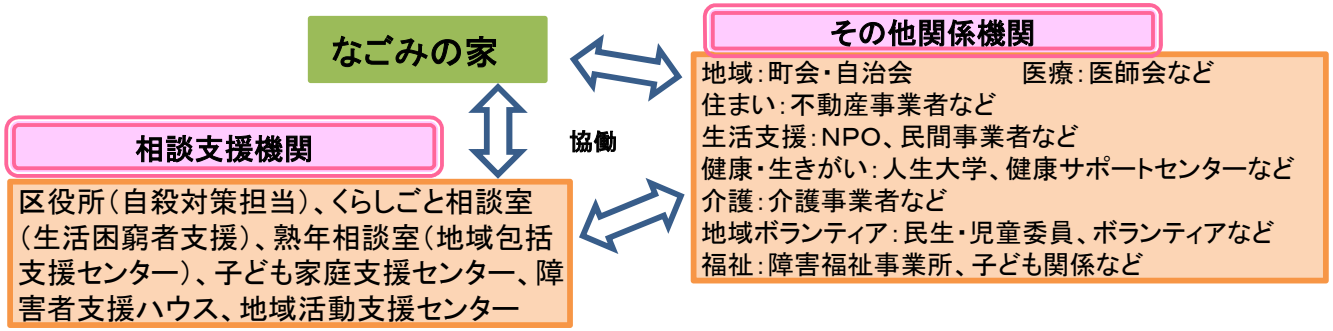

自殺対策の連携体制の構築

「自殺対策戦略会議」（年１回開催）
・区長が長を務め、自殺対策に関連の深い関係部局の長で構成

「自殺防止連絡協議会」（年2回開催）
・関係機関及び民間団体等の相互の密接な連携確保、区における自殺対策を総合的かつ効率的に推進

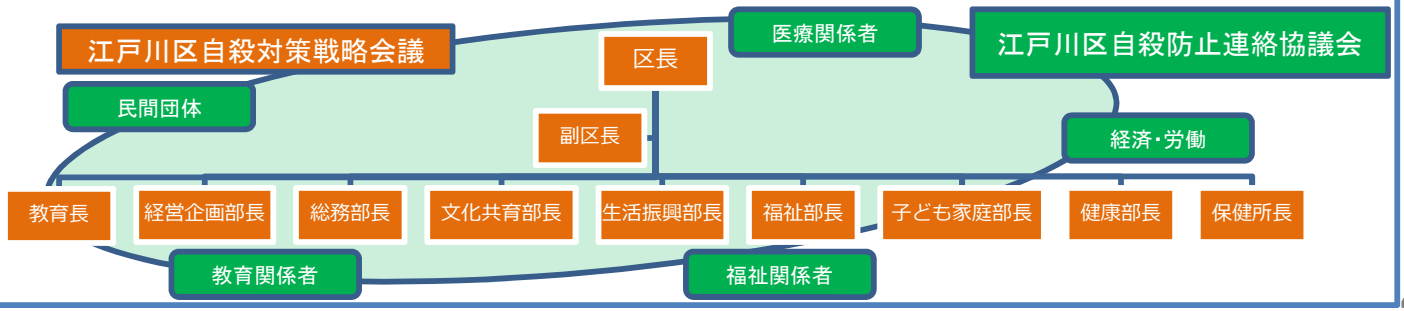

野洲市における自殺対策と生活困窮者自立支援の連携

＜野洲市の概要＞
- 人口　51,357人（令和元年9月1日現在）
- 生活保護受給率　0.41%
- 面積80,15㎢

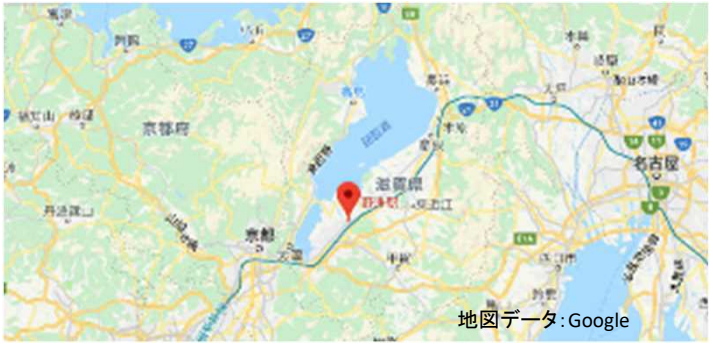

＜概要＞

○ 野洲市においては、生活困窮者自立支援は市民生活相談課が担当。市民生活相談課では、多重債務相談や専門相談（法律相談、税務相談等）、消費者相談を担当するほか、問い合わせ先がわからない等の苦情や問い合わせを受け付けて所管課につなぐなど、市民生活にかかわる総合的な相談窓口を担う。

○ 関係機関間の連携体制を構築するほか、自殺対策に関する課題や現状を分析・評価し施策展開するために設置した「野洲市市民生活総合支援推進委員会自殺対策連絡部会」の事務局を市民生活相談課と健康推進課が担当。

○ 「いのち支える野洲市自殺対策計画」において、現状の分析を踏まえ、重点施策の柱として高齢者、若年層への支援強化、心の健康づくりとともに「生活困窮者への支援の拡充」を位置づけ。

野洲市自殺防止対策の連携図

地域
民生委員・児童委員
人権擁護推進員

医療
精神科病院、総合病院、診療所、救急

高齢者支援機関
居宅介護支援事業所
介護保険施設

消防

警察

司法関係
弁護士会、
司法書士会

企業・労働関係機関
商工会、ハローワーク

行政機関（野洲市）

保健機関
草津保健所

民間団体
野洲市精神障がい者患者家族会たんぽぽの会、
野洲断酒会、自死遺族の会

教育機関
小学校・中学校・高等学校、
大学、教育委員会

福祉機関
社会福祉協議会、児童相談所、
障害福祉サービス事業所

職能団体
医師会、歯科医師会、薬剤師会、
介護支援専門員連絡協議会、
精神保健福祉士会等

滋賀県
滋賀県自殺対策
推進センター

連携

分析・評価・施策展開

野洲市市民生活総合支援推進委員会
自殺対策連絡部会

＊事務局
市民生活相談課（生活困窮者自立支援）
健康推進課　（こころと体の健康）

【構成部署】

政策調整部	企画調整課
総務部	人事課・総務課・人権施策推進課
	人権センター・市民交流センター
	税務課・納税推進課
市民部	危機管理課・協働推進課
	市民生活相談課・市民課
	市民サービスセンター
	消費生活センター
健康福祉部	社会福祉課・障がい者自立支援課
	地域生活支援室・発達支援センター
	子育て家庭支援課・家庭児童相談室
	こども課・子育て支援センター
	高齢福祉課・地域包括支援センター
	健康推進課・保険年金課
都市建設部	住宅課
環境経済部	環境課・商工観光課
みず事業所	上下水道課
教育委員会事務局	
	教育総務課・学校教育課
	ふれあい教育相談センター・生涯学習スポーツ課

都道府県及び市町村自殺対策計画策定の手引について（局長通知）

〇平成29年7月25日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」において、国は、都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画の円滑な策定に資するよう、地域自殺対策計画策定ガイドラインを策定することとされている。
〇このため、都道府県及び市町村自殺対策計画の策定に関する標準的な手順と留意点等を取りまとめ、平成29年11月に都道府県及び市町村に対して「自殺対策計画策定の手引き」を示した。
〇手引きのうち、「Ⅲ自殺対策計画策定の流れ」の中で、計画の策定に当たっては、意思決定の体制づくり、関係者間の認識共有、地域の社会資源の把握等、地域共生社会の実現のための包括的支援体制の構築に当たっても重要となる要素が記載されている。

Ⅰ 自殺対策計画策定の背景
Ⅱ 自殺対策計画策定の意義
Ⅲ 自殺対策計画策定の流れ
Ⅳ 計画に盛り込む内容の決定
　Ⅳ－１ 計画の名称を決める
　Ⅳ－２ 計画の構成を決める
　Ⅳ－３ 評価指標等を盛り込む
　《数値目標》
　　１）自殺対策の数値目標について
　《評価指標》
　　１）基本施策「市町村等への支援の強化」について
　　２）基本施策「自殺対策を支える人材の育成」について
　　３）基本施策「住民への啓発と周知」について
　　４）基本施策「児童生徒のSOS の出し方に関する教育」について
　　５）重点施策＝地域自殺対策「重点パッケージ」について
　《実施の有無／実施内容の記録》
　　１）基本施策「地域におけるネットワークの強化」について
　　２）基本施策「生きることの促進要因への支援」について
　　３）生きる支援関連施策について
Ⅴ 計画の推進、推進状況の確認等

Ⅲ－１　意思決定の体制をつくる
１）行政トップが責任者となる
２）庁内横断的な体制を整える
３）広く住民の参加を得る
４）自殺対策連絡協議会の参加を得る
５）市町村の参加を得る

Ⅲ－２　関係者間で認識を共有する
１）地域の自殺実態を共有する
２）自殺対策の理念等を共有する
３）自殺対策の目標を共有する

Ⅲ－３　地域の社会資源を把握する
１）庁内の関連事業を把握する
　（いわゆる「事業の棚卸し」）
２）地域の様々な活動を把握する

Ⅲ－４　自殺対策計画を決定する
１）計画の全体構成を考える
２）各事業の担当及び実施時期を明確にする
３）検証可能な指標や目標を定める

自殺対策計画策定の手引きにおける「庁内の関連事業の把握（事業の棚卸し）」について

○　自殺対策計画の策定に当たっては、自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であるとの視点から、各自治体で既に取り組まれている既存事業を最大限に活かし、計画に盛り込むべく、庁内の関連事業を広く把握することが重要である。
○　その際に有効な手法が「事業の棚卸し」であり、関連事業の把握作業を実施することにより、庁内関係者と分野を超えた「顔の見える連携関係」の再構築・再強化にもつながるものである。
○　また、庁内の多様な事業を「生きることを支える支援」と位置づけ、幅広く計画に盛り込むことにより、包括的・全庁的に自殺対策を進めることができる。

＜棚卸しの進め方＞

①　「●●年度 主要施策の概要」や「●●年度 主要施策の成果」等の予算・決算に関する資料を使って、自治体（庁内）における全事業リストを作成する。
②　「事業の棚卸し事例集」を参考にしながら、全事業リストの中から「生きる支援」に関連する・関連し得る（関連しないもの以外の）全ての事業を洗い出す。
③　洗い出した事業に自殺対策の視点を加えた「事業案」を検討し、各事業の担当と協議のうえ、計画に盛り込む。

【事業案の例】

1．滞納税の徴収事業

自殺の背景には生活苦や借金等の経済的な問題が潜んでいる場合があり、税を滞納している人の中にはそうした問題を抱えて自殺リスクを背負っている可能性がある。

税の徴収員が、滞納者がそうした状況にあるかもしれないとの視点を持つことで、必要に応じて住民に相談会等の情報を伝えることが有効となり得るため、徴収員に自殺対策の研修会を受講してもらう。

2．図書館の管理事業

図書館は普段から活字に親しんでいる地域住民が集まる場であるため、ポスターやパネル等を展示して自殺対策や相談会等の広報啓発の場として有効である。また、自殺対策に資する「居場所（とりわけ子どもを対象とした）」としての機能を持てる場合もある。

3．葬祭費の支給

葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている方もいる可能性がある。そのため、抱えている問題に応じて、そうした方を支援機関へとつなぐ機会として活用し得る。

また、亡くなった方の中には自殺によるケースも想定されるため、遺族に対して相談先等の情報を掲載したリーフレットを配布することにより、葬祭費の支給機会を遺族への情報提供の機会として活用できる。

居住支援協議会の概要

国土交通省資料

○ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
○ 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

概要

（1）設立状況　92協議会が設立（令和元年10月15日時点）

○ 都道府県（全都道府県）
○ 区市町（45市区町）
北海道本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、文京区、台東区、江東区、豊島区、北区、杉並区、板橋区、大田区、世田谷区、練馬区、葛飾区、江戸川区、八王子市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、岐阜市、名古屋市、岡崎市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市

（2）居住支援協議会による主な活動内容

・メンバー間の意見・情報交換
・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
・住宅相談サービスの実施
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

（3）支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
〔令和元年度予算〕
重層的住宅セーフティネット構築支援事業（9.3億円）の内数

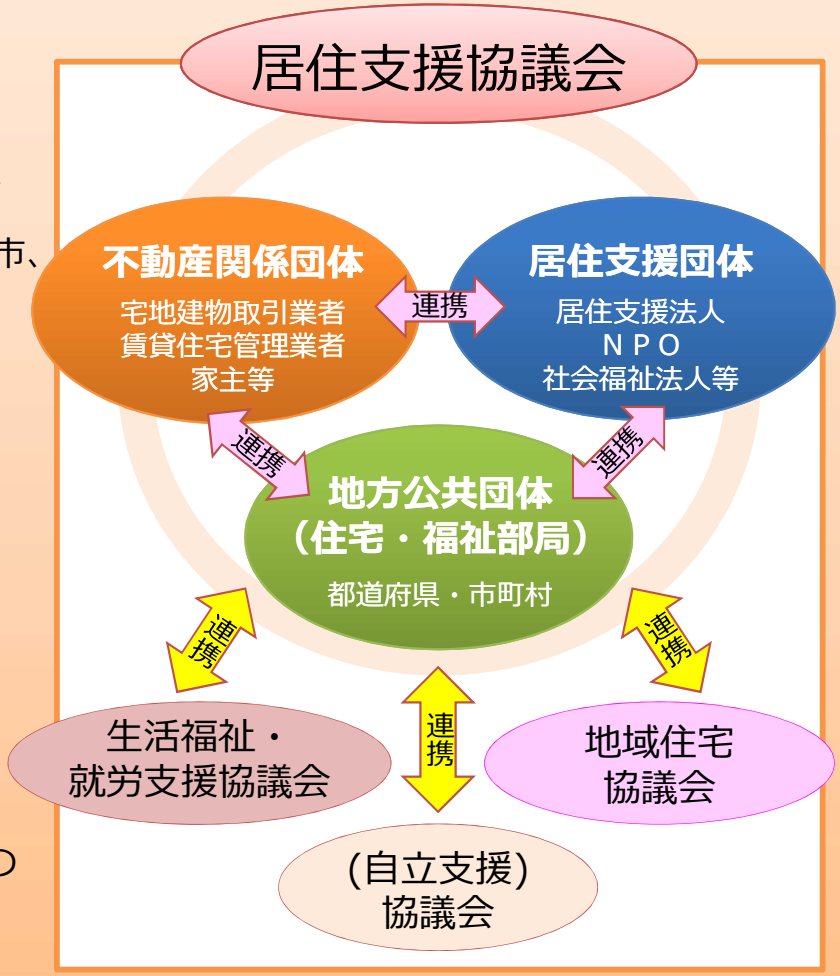

権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関

○　全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※協議会・・・法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体
※チーム・・・本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。

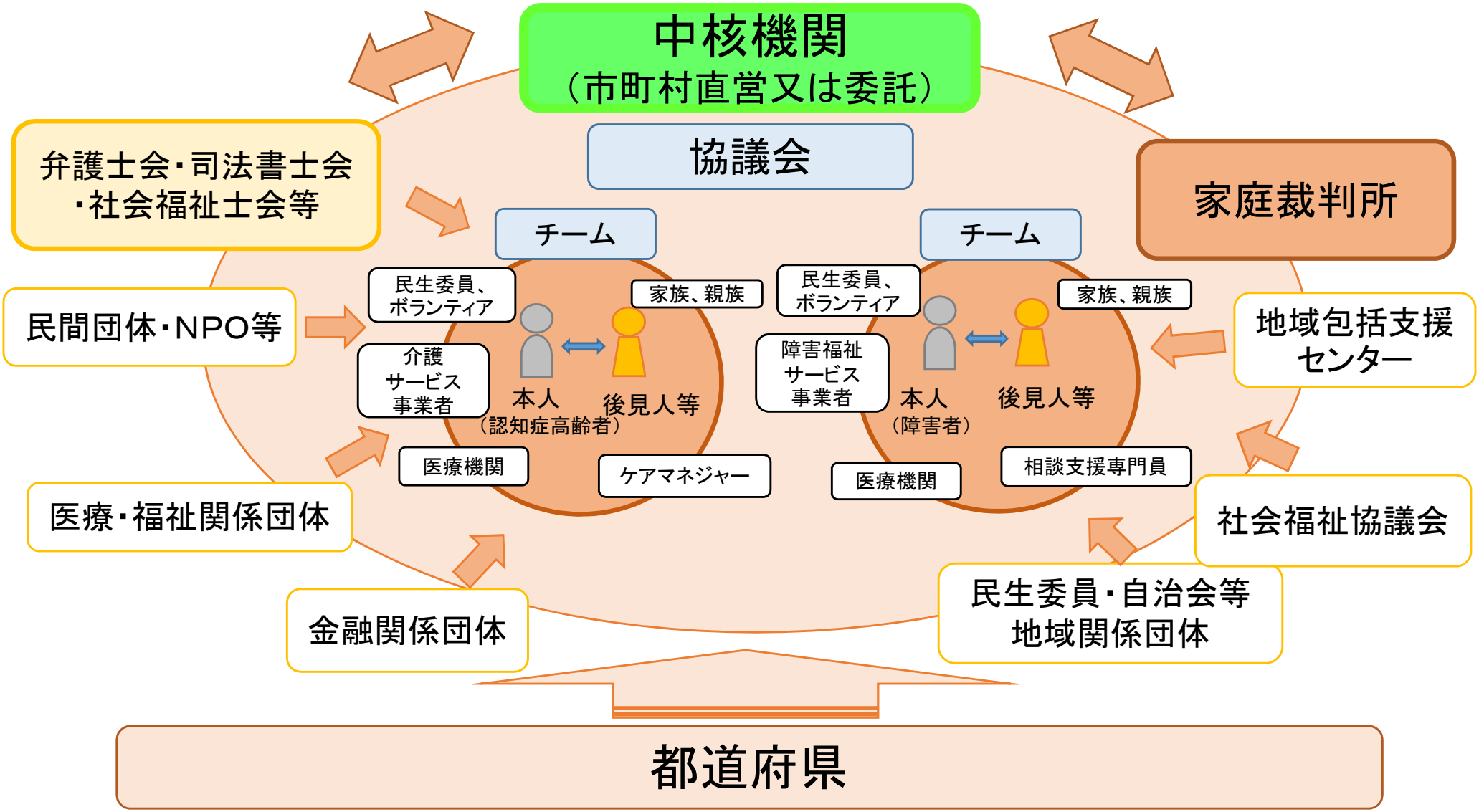

社会福祉法人による地域における公益的な取組について

○　平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

（参考）社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）
第24条　（略）
２　社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

【社会福祉法人】

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

地域における公益的な取組

（在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど）

（留意点）
社会福祉と関連のない事業は該当しない

（留意点）
法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの

③ 無料又は低額な料金で提供されること

（生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など）

（留意点）
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

○　社会福祉法人の地域社会への貢献
⇒　各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）

最終とりまとめ

令和元年 12 月 26 日

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」
（地域共生社会推進検討会）
最終とりまとめ

目次

Ⅰ　地域共生社会の理念と検討の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

１　地域共生社会の理念とその射程
２　「地域共生社会の実現」に向けた検討の経緯

Ⅱ　福祉政策の新たなアプローチ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

１　対人支援において今後求められるアプローチ
２　専門職の伴走型支援と住民相互のつながりによるセーフティネットの強化
３　重層的なセーフティネットの構築に向けた各主体の役割分担の在り方

Ⅲ　市町村における包括的な支援体制の整備の在り方・・・・・・・・・・・・・8

１　市町村における包括的な支援体制の構築に向けた事業の枠組み等
２　断らない相談支援
（１）相談支援の現状と今後の方向性
（２）具体的なスキーム
（３）多様な主体との連携
３　参加支援
（１）社会参加に向けた支援の現状と今後の方向性
（２）具体的なスキーム
４　地域づくりに向けた支援
（１）地域づくりの意義、地域づくりに向けた支援の現状と今後の方向性
（２）具体的なスキーム
（３）多様な主体との連携
５　市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点
６　介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から拠出する際の基本的な考え方

Ⅳ　市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤・・・・・・・・24

１　人材の育成や確保
（１）専門職に求められる資質
（２）市町村の人材の育成・確保
２　地域福祉計画等
３　会議体
４　都道府県及び国の役割

Ⅴ　終わりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

地域共生社会推進検討会　最終とりまとめ

令　和　元　年　１　２　月　２　６　日
地域共生社会に向けた包括的支援と
多様な参加・協働の推進に関する検討会
（地域共生社会推進検討会）

Ⅰ　地域共生社会の理念と検討の経緯

１　地域共生社会の理念とその射程

○　日本の社会保障は、他の先進諸国同様に、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。

○　これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展した。他の先進諸国に比べても早い段階で、すでに昭和30年代には国民皆保険・皆年金を達成した。社会保険のみならず社会福祉の分野でも、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。

○　その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化している。例えば、社会的孤立など関係性の貧困の社会課題化、ダブルケアやいわゆる8050[1]問題など複合的な課題や人生を通じて複雑化した課題の顕在化、就職氷河期世代の就職困難など雇用を通じた生活保障の機能低下などの変化が見られている。

○　これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、人生において典型的と考えられるリスクを想定し給付を行うと

[1]　高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯

いう、従来の社会保障の仕組みの下では十分な対応が難しいと考えられる。このことは、対象者別の各制度の下での支援の実践において、対応に苦慮している様子から見てとることができる。

○　また、血縁、地縁、社縁といった共同体の機能が脆弱化している。これまでも地域では民生委員・児童委員や自治会役員等が見守りの役割を担い、相談を受け止め関係機関につなぐなど安心して暮らせる地域の実現に向けて尽力し、様々な取組を重ねてきた。しかしながら、人口減少が本格化し高齢化も進む中で、担い手の確保に苦慮しているとの声も多い。

○　このような個人や世帯が抱える生きづらさやリスクの複雑化・多様化、共同体の機能の脆弱化の結果、地域共生の基盤を強め、発展させていくことが焦眉の課題となっている。これまで日本の社会保障制度は、「自助」やそれを支える「互助」を基本としつつ、これらで対応できないリスクには「共助」と「公助」が補完し対応することを基本としてきた。今後も「自助」を重んじ「自律」を可能にするためにも、その基盤の再構築を目指し、国と自治体、地域コミュニティ、市場やＮＰＯなど多様な主体が一層緊密に力を合わせていく必要が高まっている。

○　また、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応が問われている。防災、減災の観点からも、地域の多様な担い手を育て、その連携を強めていくことが重要な課題になっている。一人ひとりを支え合う地域力は、災害時にも力を発揮することは少なからぬ災害事例で示されている。

○　さらに、外国人の増加や性的指向・性自認の多様化など、社会の構成員やその価値観の多様性は増しており、地域や社会がこのような多様性を受け止める力を高めることが今後一層求められる。

○　地域共生社会とは、このような日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえて、平成 28 年６月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において提案された理念である。その理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方である。

○　その射程は、福祉の政策領域だけでなく保健、医療など社会保障領域、さら

に、成年後見制度等の権利擁護、再犯防止・更生支援、自殺対策など対人支援領域全体にわたる。

○　加えて、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

○　このため、地域共生社会という理念を掲げて政策展開を行っていくに当たっては、福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体を捉えていくとともに、他の政策領域において、親和性の高い理念を掲げて進められている施策との連携を図ることが重要となる。

○　また、地域共生社会という理念がこれだけの広がりを持つことを踏まえ、この言葉を用いた政策論議においては、いかなる分野での問題提起をしているのかを明確にしつつ議論を進める必要がある。この最終とりまとめは、これからさらに幅広い政策分野との連携を強めていく課題を念頭に置きつつも、主には福祉の政策領域における地域共生社会の在り方を示すものである。

２　「地域共生社会の実現」に向けた検討の経緯

○　社会福祉の分野では、近年、高齢者から始まった地域包括ケアシステムや生活困窮者自立支援制度など、一人ひとりの抱える様々なニーズに対し、必要な支援を包括的に提供するための施策が推進されている。これらの施策を通じて、地域の実情に応じた、保健・医療・介護・福祉の多職種の連携や地域づくりも進んできている。

○　特に、生活困窮者自立支援制度では、属性別の制度では対応が難しいような、世帯内の複合的なニーズや一人ひとりのライフステージの変化に対し、寄り添いつつ柔軟に対応していくことを目指して、自立相談支援機関による個別的かつ包括的な相談支援を軸とした実践が進められ、全国的に広がっている。

○　地域共生社会という理念が示す包摂的な社会像を目指した取組は、自ずと地道で継続的なものとなるが、厚生労働省では、これまでの対人支援領域における包括的支援と地域支援を総合的に推進するという政策展開の流れを確かなものとする観点から、「地域共生社会の実現」を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして掲げ、取組を進めてきた。

○　平成 30 年４月に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号。平成 29 年 6 月 2 日公布。以下「改正法」という。）においては、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）が改正され、地域福祉の推進の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定された。

○　改正法の附則では、公布後３年（令和２年）を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

○　これらを受けて、包括的な支援体制づくりを具体化するため、平成 28 年度から「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化を図る取組の推進のためのモデル事業が実施されている。令和元年度時点で、208 の自治体がモデル事業を活用しながら、体制の構築について検討し実践を進めている。

○　また、平成 30 年 10 月に厚生労働省に設置された「2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部」においても、論点の一つの柱として地域共生・地域の支え合いの実現に向けた取組の検討が据えられ、令和元年５月 29 日に検討の方向性が示されている。

○　さらに、令和元年６月 21 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（骨太の方針）においては、「全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する」として、「断らない相談支援などの包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設の検討を含め、取組を強化する」との方向性が示された。

○　本検討会は、このような政策の流れを踏まえて、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、今後社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進するための方策について検討するため、令和元年５月に設置された。令和元年７月の中間とりまとめの公表までに計５回、中間とりまとめを踏まえて更なる議論を計４回行っており、ここに、その成果を最終とりまとめとして示すものである。

Ⅱ　福祉政策の新たなアプローチ

１　対人支援において今後求められるアプローチ

○　先に指摘したとおり、個人の人生は複雑かつ多様であるが、近年その複雑化・多様化が一層進んでおり、典型的なリスクを抽出し対応する従来の政策の延長・拡充のみでは限界がある。このため、対人支援において、一人ひとりの生が尊重され、複雑・多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことができるように支援する機能の強化が求められている。

○　保健医療福祉等の専門職による対人支援は、一人ひとりの個別的なニーズや様々な生活上の困難を受け止め、自律的な生の継続を支援できるよう、本人の意向や本人を取り巻く状況に合わせて、次の２つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要である。

・　具体的な課題解決を目指すアプローチ
・　つながり続けることを目指すアプローチ

○　このうち、具体的な課題解決を目指すアプローチは、本人が有する特定の課題を解決に導くことを目指すものである。このアプローチを具体化する制度の多くは、それぞれの属性や課題に対応するための支援（現金給付、現物給付）を行う設計となっている。

○　これに対して、つながり続けることを目指すアプローチ（以下「伴走型支援」という。）は、支援者と本人が継続的につながり関わり合いながら、本人と周囲との関係を広げていくことを目指すものである。伴走型支援は、特に、生きづらさの背景が明らかでない場合、自己肯定感や自己有用感が低下している場合、8050 問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合などに有効である。

　このアプローチを具体化する制度は、本人の暮らし全体を捉え、その人生の時間軸も意識しながら、継続的な関わりを行うための相談支援（手続的給付[2]）を重視した設計となる。

---

[2]　ここで手続的給付とは、伝統的な社会保障の現金給付や現物給付といった実体的給付につなげることを含め、様々なニーズを抱える個人の自律に向けたプロセス（手続き）への積極的な支援であり、それ自体で固有の価値があるものとして定義している。

○　個人や世帯が抱える課題が一層複雑化、多様化していることを鑑みると、伴走型支援を具体化する取組を強化していく必要がある。

○　そして、どちらのアプローチにおいても、本人を中心として寄り添う意識を持って支援に当たることを重視していくことが求められている。

２　専門職の伴走型支援と住民相互のつながりによるセーフティネットの強化

○　伴走型支援を実践する上では、「専門職が時間をかけてアセスメントを行い、課題を解きほぐすとともに、本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援」（専門職による伴走型支援）と「地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」といった双方の視点を重視する必要があり、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

○　専門職による伴走型支援については、それを進めることで、対人支援において様々な局面で以下のような変化が起こることが期待される。

・　個人が複雑・多様な問題に直面しながらも、生きていこうとする力を引き出すことに力点を置いた支援を行うことができる
・　「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が人として出会い、そして支援の中で互いに成長することができる
・　具体的な課題解決を目指すアプローチとともに機能することによって、孤立した状態にある本人が、他者や社会に対する信頼を高め、周囲の多様な社会関係にも目を向けていくきっかけとなり得る

○　一方で、個人の自律的な生を支える、社会へ関わるための経路は、専門職による支援のみをきっかけとするのではなく、多様であることが望ましい。

○　地域の実践では、専門職が関わる中で、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を設けることを通じて、新たなつながりができ、地域住民同士の気にかけ合う関係性が生まれている事例が見られる。従来からの民生委員・児童委員の活動に加え、最近ではボランティア団体などによる「子ども食堂」、「認知症カフェ」など、地域において多様な社会的課題への取組が広がっている。

○　相互の学びから生じるつながりは、多様な参加の機会を生み、一人ひとりの

生の尊重や自律的な生の継続へとつながるとともに、地域の中での支え合いや緩やかな見守りを生み出していく。そして、こうしたつながりの広がりと専門職による伴走型支援が普及し、福祉の実践が地域に開かれていくことで、本人と地域や社会とのつながりが回復し、包摂が実現されていく。

３　重層的なセーフティネットの構築に向けた各主体の役割分担の在り方

○　一人ひとりの自律的な生の継続を支える福祉政策のアプローチの下では、公・共・私の役割分担についても、「自助・互助・共助・公助」の組み合わせという従来の考え方も継承しつつ、

- 行政により確保される機能を通じた保障（現金給付や現物給付、伴走型支援を含む手続的給付など）
- 市場及び準市場の機能を通じた保障（福祉サービス、就労機会の提供など）
- 共同体・コミュニティ（人と人との関係性）の機能を通じた保障（地域における支え合いなど）

のそれぞれが連携しながら、バランスの取れた形で役割を果たし、個人の自律を支えるセーフティネットを充実させていくという考え方を重視していく必要がある。

○　このような考え方に基づき、具体的な政策を進めるに当たっては、一人ひとりの個別的なニーズや様々な生活上の困難を受け止められるよう、以下の環境整備を進めることが必要である。

- 社会とのつながりが希薄な個人をつなぎ戻し包摂を実現するという、専門職による伴走型支援を普及するための環境整備
- 地域の様々な民間主体や住民が一人ひとりの多様な社会参加を実現する資源を提供しやすくするための環境整備
- 地域やコミュニティにおける多様なつながりが生まれやすくするための環境整備[3]

[3] 地域やコミュニティにおける多様なつながりが生まれやすくする環境整備を進めるに当たっては、特に、行政、株式会社や NPO 等の多様な民間主体、地域住民等が出会い、学び合うことができるようなプラットフォーム機能を普及させていくことが必要である。

Ⅲ　市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

１　市町村における包括的な支援体制の構築に向けた事業の枠組み等

○　市町村における地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するためには、中間とりまとめにおいてその必要性が確認された以下の３つの支援を内容とする、新たな事業の創設を行うべきである。

① 断らない相談支援…本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
② 参加支援…本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
③ 地域づくりに向けた支援…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

○　この３つの支援を一体的に行うことによって、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、これらの関係性が一人ひとりの自律的な生を支えるセーフティネットとなる。

○　一体的に支援を展開することで期待される具体的な効果としては、

・　地域づくりに向けた支援を通じて、地域で人と人とのつながりができることで、個人や世帯が抱える課題に対する住民の気づきが生まれ、断らない相談支援へ早期につながりやすくなる[4]
・　断らない相談支援で浮かび上がったニーズについて、参加支援を通じて、既存の地域資源を活用し、社会参加の機会や一時的な住まいの確保などオーダーメイドの支援が実現する

などが考えられる。

○　また、この新たな事業を行う際は、下記の基本的な姿勢・理念に基づくべきである。

・　アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと
・　本人・世帯を包括的に受け止め支えること
・　本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行われること
・　信頼関係を基盤として継続的に行われること

---

[4]　本検討会においては、断らない相談支援へ早期につながりやすくするためには、地域住民の気づきを増やし、それを断らない相談支援につないでいくことと合わせて、過去の支援実績のデータ等を活用しながら、教育、医療など福祉以外の支援関係機関との機動的な連携体制を構築することも検討すべきではないか、といった意見があった。

・　地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと

○　さらに、この新たな事業の意義の一つは、包括的な支援体制の具体的な構築方針について、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にあることから、新たな事業は実施を希望する市町村の手上げに基づき段階的に実施すべきである。

○　新たな事業の支援対象者は、本人・世帯の属性を問わず[5]、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民とする。

○　また、市町村が新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域毎に住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。

○　新たな事業に対する国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

○　なお、近年の災害時における支援ニーズの高まりなどを踏まえると、断らない相談支援を始めとする包括的な支援体制の構築については、地域から孤立する傾向にある被災者の生活の再建にも資するものであり、それも想定した体制を整備することが求められる[6]。

２　断らない相談支援

（１）相談支援の現状と今後の方向性

---

[5]　生活困窮者自立支援制度においては、生活保護を受給されている方は原則支援の対象外となっているが、新たな事業においては、生活保護を受給していても、支援の必要があると判断される場合には、当然に事業の利用が可能となる。なお、ケースワーカーによる支援に加えて、新たな事業の下で相談支援に当たる支援員がどのような支援が行えるのか等については、今後検討を行っていく必要がある。

[6]　本検討会では、災害時の支援も想定した体制を構築する前提として、支援対象者については当該市町村に住民票を有する住民であるかどうかについて問わないことにすべき、との意見や、外国人に対する配慮についても検討を行うべき、との意見があった。

○　相談支援の実践を見ると、複合的な課題を有している事例、継続的な関わりが求められる事例が顕在化しており、さらに、一人では相談支援機関の窓口までたどり着くことができない事例も多い[7]。

○　複合的な課題を有している事例については、個別性が高いことに加え、その背景にひきこもりなど本人や家族の社会的孤立、精神面の不調の問題、教育問題など福祉領域以外の課題などが関係する場合も多く、本人や世帯の個々の状況に応じた柔軟かつ継続的な対応が必要となっている。

○　継続的な関わりが求められる事例については、生きづらさの背景が明らかでなく、支援に時間を要するケース、対応する中で相談の端緒と異なる課題が明らかになるケースなどがある。

　これらには、個々の課題の解決のための支援と合わせて、本人の生きる力を引き出しながら、継続的に寄り添い、問題を一つ一つ解きほぐしていく支援が必要となっている。

○　さらに、一人では相談支援機関の窓口までたどり着くことができない事例については、日々の生活に追われ余裕がない場合や、虐待やいじめなどの結果、他者を信頼することができずに支援を求める力が低下している場合などで、地域から孤立していることも多く、課題が深刻化してからようやく顕在化するという傾向にある。

　このようなケースには、本人・世帯が相談に来ることを待つのではなく、潜在的な支援ニーズをつかみ、「支援を届ける」姿勢で積極的にアウトリーチしていくことが求められている。

○　これらの状況を踏まえると、

・　訪れた相談者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止める
・　本人・世帯の暮らし全体を捉え、本人に伴走し寄り添いながら、継続的に関わる
・　本人・世帯に支援を届け、本人・世帯とのつながりや信頼関係を築く

---

[7]　虐待や暴力被害にさらされてきた人たちや性的指向・性自認に悩む人、日本語理解が不十分な人たちなど、特別な配慮が必要な相談者も顕在化してきている。特に虐待やいじめなどの暴力による被害は、他者への信頼感や人間としての尊厳を奪う行為であるため配慮が必要である。

　また、相談窓口の対応によっては、窓口までたどり着いたにも関わらず、相談できずに帰宅してしまう事例があり、窓口の対応、窓口の雰囲気等の作り方についても検討する必要があるとの意見もあった。

という３つの軸からなる断らない相談支援を推進する必要がある。

（２）具体的なスキーム

（断らない相談支援のスキーム）

○　上記の３つの軸の下、断らない相談支援を円滑に進めるためには、具体的な機能として、以下が必要となる。

① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能（以下「相談を受け止める機能」という。）

② 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能（以下「多機関協働の中核の機能」という。）

③ 継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（以下「継続的につながる機能」という。）

○　相談支援の実践における状況を踏まえると、相談を受け止める機能が十分に確保されることに加え、複合的な課題にも支援関係者全体が連携して対応するため、多機関協働の中核の機能を強化することが求められる。また、支援に時間を要し、継続的な関わりが求められる事例や一人では相談支援機関の窓口まで来ることができない事例に対応するため、アウトリーチから始まり継続的につながる機能を強化していくことも求められる。

○　また、市町村が断らない相談支援を実施する際の、域内全体で備えるべき体制の要件として、以下を求めるべきである。

・　既存の相談支援機能も活用しながら、域内全体で属性や課題が明確でない相談も含め対応できる体制とすること

・　上記の①から③までの機能を有すること

・　相談支援へのアクセスを住民にとって容易とするための措置（例えば、住民の身近な生活圏において相談支援を行う場を明示するなど）を講じること

○　断らない相談支援体制は、特定の相談機関や窓口が全てを丸抱えするのではなく、適切に多機関協働を進め、市町村全体でチームによる支援を行うものである。具体的な相談支援体制は、実情に応じて市町村において設計を行うものとする。

（圏域）

○　市町村全域で断らない相談支援の体制を確保する観点から、市町村におい

て、既存施設・機関の分布など地域の実情を踏まえて、断らない相談支援において個々の施設・機関が担う役割を含め、どのような圏域で体制を整備するか検討する必要がある。

○　大きな方向性としては、断らない相談支援として整理した機能のうち、

・　多機関協働の中核の機能及び継続的につながる機能については、域内の支援関係者を包括的に捉える必要があることから、市町村域を単位とした整備を中心とし、

・　相談を受け止める機能については、住民に身近な圏域での整備を中心としていく

ことが考えられる。また、その際、介護、障害、子ども、生活困窮の各制度における圏域の考え方の違いにも留意し、設定する必要がある。

（人員配置、資格要件）

○　市町村域全体として断らない相談支援に必要な機能を確保するため、断らない相談支援を担う各相談支援機関における人員配置については、それぞれの機関が担う機能や現在の配置状況等を踏まえ、市町村において検討を行う。その際、既存事業の人員配置基準・配置人員の資格要件等や各相談支援機関に求められる機能を適切に確保すること等に留意し、これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要である。

○　関連して本検討会においては、継続的につながる機能については、解決の道筋が明らかでないケースを多く担うことを踏まえ、支援員を複数配置するとともに、各支援員が課題を抱え込むことがないようなフォローアップ体制の構築を検討すべき、との意見や、担い手不足が進行する小規模自治体の実態を踏まえると、包括的な支援体制を構築する際の既存制度の人員配置基準・配置人員の資格要件の緩和について、具体的な検討を行っていくべき、との意見があった。

（財政支援）

○　市町村内の支援体制として、上記体制の要件が具えられていることを前提に、以下の機能の確保に必要な経費について一括して交付することを検討すべきである。

・　属性毎の相談支援の機能

・　多機関協働の中核の機能

・　継続的につながる機能

○　既存制度として一括交付の対象となるものは、地域支援事業（介護）、地域生活支援事業（障害）、利用者支援事業（子ども）、自立相談支援事業（生活困窮）[8]が想定される。

（３）多様な主体との連携

○　断らない相談支援の中で、個人や世帯が抱える複雑化・多様化した課題を制度の狭間に落とさず、対応していくためには、多機関協働の中核の機能を強化することに加え、相談機関に関わる多職種や多機関が連携することが必要である。

○　相談支援に関わる多職種については、保健、医療、福祉、子育て支援、労働、教育、司法等の各分野の関係者に加え、消費者相談や若年者支援、年金相談等の関係者が想定される。関係者が広く参加できる研修等を通じて、お互いの業務の理解を進め、日頃から情報交換等ができる関係性を作るなど、地域の中で幅広いネットワークを構築していくことが求められる。

○　支援を届ける姿勢で積極的にアウトリーチし、支援を提供していくに当たっては、上記のような相談支援に関わる多職種や自治体職員との連携体制を整備するだけでなく、地域住民や町内会・自治会等の地域住民組織、民生委員・児童委員を始め、地域の多様な関係者やサロンなどの様々な居場所との連携を図ることにより、潜在的に支援を求める人を早期に把握していくことが重要である。

○　さらに、自殺対策、成年後見制度等の権利擁護、再犯防止・更生支援、居住支援などの施策分野においては、多職種・多機関が連携し、ネットワークを構築して、支援を推進することとされている。このことから、新たな事業を実施する市町村は、新たな縦割りが生じないように、こうした施策と連携して取組を進める必要がある。その際、会議体や共通ツールの活用、合同開催の研修による支援ノウハウの共有等を通じて、関係者の間での顔の見える関係性を構築していくことが必要である。

３　参加支援

---

[8]　福祉事務所未設置町村については、自立相談支援事業に代わり、一次相談支援事業（生活困窮）を対象とすることが想定される。

（１）社会参加に向けた支援の現状と今後の方向性

○　課題の複合化・複雑化の背景には、社会的孤立など関係性の貧困があり、それが本人の自己肯定感や自己有用感の低下につながっていることが多い。

○　誰しも、雇用労働に限らず社会の一員としての役割を果たすことで、自分自身やその人生を肯定できるという側面がある。これを踏まえれば、自己肯定感や自己有用感を回復して生きる力を引き出すためには、本人・世帯が、他者や地域、社会と関わり自分に合った役割を見出すための多様な接点をどのように確保するかが重要である。

○　そのためには、相談支援と一体として機能し、多様な社会参加に向けた支援[9]の機能を確保することが求められている。

○　この点、社会参加に向けた支援については、介護、障害、子ども、生活困窮など属性毎の制度においても、それぞれの属性の特徴に対応した支援を充実させている。断らない相談支援で浮かび上がったニーズへの対応は、既に社会参加に向けた支援を担っているこれらの既存制度による支援と十分連携しながら行う必要がある。

○　一方、支援の実践では、本人・世帯の課題の複合化・複雑化の結果、単一の属性の支援だけでは十分な解決が図れない事例や、社会とのつながりが希薄化した状態が長期化した結果、丁寧で段階的な支援が必要となっている事例など、個別性が高まり狭間のニーズが生まれつつある状況[10]である。このため、

---

[9]　社会参加に向けた支援として求められる具体的な内容としては、就労支援、居住支援、学習支援など多岐にわたる。

[10] 支援の実践で見られている社会参加に向けた狭間のニーズ
・　8050 世帯の 50 代のひきこもりの状態にある者であって、世帯は生活困窮状態にないが、社会との関係が断絶しているもの
・　発達障害の疑いがある者等で障害サービスの作業所等の利用対象にはならないが、一般事業所になじめない者
・　人間関係により精神的に不調を来たし、医師からは就労可能と診断されたが、社会に出ることへ不安を抱える者
・　刑務所や少年院からの出所者で社会に出ることへ不安を抱えているため、就職につながらない者
・　アルコール・薬物等の依存症でデイケアに通所していたが、治療への理解がある事業所を見つけられない者
・　親や家族を頼れず、自立援助ホームを始めとした児童福祉法（昭和 22 年法律第 164

新たな事業においては、既存制度の支援と緊密に連携しつつ、新たに参加支援として、既存の地域資源と狭間のニーズを持つ者との間を取り持つ機能を創設すること等が求められる。

（２）具体的なスキーム

○　既存の属性毎の制度の活用ではなかなか社会へつながることが難しい者については、本人・世帯の状態に合わせた支援が求められるが、地域毎の実態を見ると、地域の担い手不足が懸念される地域もあり、新たに創設が求められる参加支援の機能は、市町村がそれぞれの地域資源を最大限活用して、構築することができるような設計とすべきである。

○　従って、新たな事業において実施する参加支援は、狭間のニーズにも対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充（※）していく取組を中心に位置付け、今ある人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行うものとする。

（※）活用方法の拡充の例

- 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの状態にある者を受け入れる
- 商店を中間的就労の場として、対人コミュニケーションが苦手な者を受け入れ、就労・社会参加に向けた支援を行う
- 地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所を作り、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う

○　既存の地域資源の活用方法を拡充して狭間のニーズを持つ者に対応するためには、既存の地域資源に働きかけるとともに、それらと支援対象者との間を取り持ち、必要に応じて、アウトリーチなども行いながら、継続的に支援する機能を市町村が有することが求められる。

○　同様の観点から、現在、生活困窮者自立支援制度において、支援対象者の就労体験の受け入れを行う民間企業等に対し、受け入れのための環境整備を行うための費用を補助するなどの取組が行われており、このような取組を拡張

号）による支援の対象にもならない 10 代後半から 20 代の子どもや若者
・　家族の介護や看護を担うことにより自己実現の機会等が奪われている子どもや若者
・　中学校卒業後、又は高校中退や卒業後に、進学も就職もしない進路未決定の者
・　相談支援等から緊急にシェルター等の一時的な住まいが必要となった者

するなどにより、既存の地域資源が参加支援に携わることのハードルを下げる仕組みについても検討を行うべきである[11]。

○　また、参加支援を行う中で本人・世帯の状況が変化することも考えられることから、断らない相談支援の支援者と随時連携を取りながら支援を進める体制の構築が求められる。

（財政支援）

○　以上の整理を踏まえ、新たに参加支援の機能として創設される、既存の地域資源に対して活用方法の拡充を働きかけるなど、地域資源と支援対象者との間を取り持つ機能に必要な経費に対し、国として財政支援を行うことを検討すべきである。なお、既存の地域資源の活用方法を拡充することは、本人・世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを回復することになるため、拡充に要する費用負担についても、既存の制度での対応が困難な場合については、新たに参加支援として創設される機能の一部として補助を行うことができるようにすべきである。

○　今回、既に参加支援としての役割を果たしている既存の属性毎の制度に基づく社会参加に向けた支援は、新たな事業の中で補助金の一体的な交付は行わないが、支援としては一連のものとして密接に連携して行う必要がある。

４　地域づくりに向けた支援

（１）地域づくりの意義、地域づくりに向けた支援の現状と今後の方向性

（地域づくりの意義）

○　個人が地域やコミュニティにおける住民同士の関係性の中で、自身の希望

---

[11] 本検討会においては、
・　支援の実践において、身寄りがなく居所を転々とする者への支援が深刻な問題となっているが、この問題に対応するには、地域で暮らし続けるための「地域のつながり」と「困ったときに相談を受け止めてくれる人」が重要であり、安定的に仕事をする、住まいを持つといった身寄りに代わる保障をいかに行うかについて検討の必要がある。特に、若者の中には地域に対する帰属意識が小さく、地域とのつながりの構築が困難な者がいることに配慮する必要がある。
　また、身寄りがなく居所を転々とする者の中には、刑務所や少年院が最後のセーフティネットとなってしまっている人もおり、更生支援についても検討が求められる
・　支援の実践に照らすと、参加支援の具体的な支援ニーズに関し、障害の受容に時間を要する者について、その受容の過程に寄り添う支援としての活用を検討すべき
・　参加支援のメニューについて、社会教育や生涯教育の分野との連携やボランティアでの参加など幅広く多様に捉えるべき
などの意見があった。

や能力に応じて何らかの役割を果たすことは、自身の自己肯定感や自己有用感を育むことにつながっていく。

○　また、地域やコミュニティにおいて、お互いを気にかけ支え合う関係性が育まれる結果、断らない相談支援と相まって、社会的孤立の発生・深刻化を防ぐことにも資する。

○　このように、本人や世帯の暮らしを中心とする包括的支援を機能させるためには、地域において、誰もが望めば多様な経路でつながり、参加することのできる環境が整備されていることが必要である。

○　少子化、核家族化が進む中では、特に、子どもを中心に据えた地域づくりの取組を推進する重要性は高い。子育て世帯の孤立を防ぎ、地域で包摂することにつながるとともに、子どもたちが多世代と関わるような環境づくりが進めば、幼少期から地域の文化や多様な暮らしぶりに触れ、地域への意識を育むこともできる。

○　さらに、地域づくりの取組は、多様な参加の機会を生み出すことを通じて、地域やコミュニティそのものを支えることにもつながるという好循環を生み出すことができる。

（地域づくりに向けた支援の現状と今後の方向性）

○　地域づくりを進める上では、地域住民同士の顔の見える関係がベースとなる。地域づくりの取組は、行政が計画的に進められるものではなく、地域住民の創意や主体性を源として地域に様々な活動が生まれるように環境を整備していくことが中心となる。

○　地域づくりに向けた支援は、地域住民のやりたいという思いに寄り添い、その思いが実現できるようにするための幅広いものとなる。例えば、既存の事業を活用して活動への直接的な支援を行うことだけでなく、関係する事業等に関する情報提供を行うことや、思いの実現を手助けできる人を紹介することなどの側面支援も含まれる。地域の住民同士が出会い学び合う機会を提供することによって、顔の見える関係性が広がるとともに、新たな活動が生まれるきっかけになることもある。また、生きづらさを抱える当事者同士の意見を聞きながら、当事者同士が出会う場を作り、支え合うグループづくりを進めていくことも考えられる。

○　このためには、まず、地域に多様な参加の場や居場所を確保するための支援が必要である。あわせて、地域住民同士による見守り活動など地域の既存の活動や助け合いを把握しながら、それらを応援するとともに、新たな活動を生み出すため、地域づくりを応援するコーディネート機能が必要である。

（２）具体的なスキーム

（支援のスキーム）

○　上記を踏まえれば、地域づくりに向けた支援については、以下の２つの内容を合わせた事業として実施すべきである。

① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援（以下「場や居場所の確保支援」という。）

② ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能（以下「地域づくりのコーディネート機能」という。）

地域づくりのコーディネート機能は、「個別の活動や人のコーディネート」[12]と「地域のプラットフォーム」[13]の２つの機能を確保することが求められる。

（場や居場所の確保支援）

○　場や居場所の確保支援のための事業は、現行の属性毎の制度の下でも整備されている。同世代や同じ属性の住民が交流することを目的とした場や居場所は、同様の悩みや思いといった前提を共有していることから来る安心感があり、このような安心感が他者や社会とつながるきっかけとなることも多く、引き続き多様に存在していくことが必要である。

○　一方で、住民の創意や自主性を受け止めることで、地域住民同士の関係性が多様に広がっていくことを促していくため、世代や属性を超えて住民同士が

---

[12] 個別の活動や人のコーディネートの機能の要素
・　既存の地域活動や日常の支え合いの把握と、実践者への支援による地域活動の活性化
・　住民の「やりたい」という思いを軸とした新たな地域活動の創出
・　顔の見える関係性に基づく、地域の人と人、人と居場所や参加の機会を取り持つ役割
・　地域のプラットフォームをコーディネート・活性化する役割

[13] 地域のプラットフォームの機能の要素
・　コーディネート機能と一体となって、地域における多様な参加の機会と居場所を発見し、生み出すため、①地域を知り、地域の役に立ちたいと考えている住民、②多様な参加の機会や居場所を生み出す資源を有する地域関係者（産業分野、まちづくり分野、金融分野など幅広い関係者）、③相互調整や情報提供、公的サービスへのつなぎを行う行政などがその都度集い相談、協議し、学び合う場
・　コーディネート機能を支え、活性化する役割

交流できる場や居場所を整備できるような支援の仕組みを導入すべきである。

○　この支援を進めるに当たっては、

・　世代や属性、国籍を超えた関わりを通じて、幼少期からの地域への意識と、暮らしや文化、価値観の多様性を認め合う意識を育む

・　「支える」「支えられる」という関係性を超えて、多様な役割と参加の機会や地域での助け合いを生み出す

・　住民と専門職が協働すること等を通じて、地域に開かれた福祉の実践を展開することにより、包摂的な地域共生の文化を醸成する

といった観点を重視することも求められる。

（地域づくりのコーディネート機能）

○　地域づくりのコーディネート機能が確保されることで、例えば、地域づくりに関心のある者が地域のプラットフォームに集まり、コーディネーターと連携することで、これまで結びつきのなかった人と人とがつながり、新たな参加の場が生まれ地域の活動を高めることにつながる。

○　コーディネートする役割は、福祉に関する専門的な知識等が必ずしも求められるものではなく、地域のことをよく知っている住民やまちづくり関係の活動を行っている NPO などがそれぞれの主体として強みを活かし、その機能を分担し合うことも考えられる。あわせて、他省庁の人材関連施策との連携や重層化といった視点も重要である。住民がコーディネートする役割の一部を担うのであれば、行政や専門職がそれを支えるといった視点も重要である。

○　また、地域のプラットフォームは、地域に一つではなく多様に存在していることが重要であり、その多様性を確保するためには、既存の協議の場の活用も求められる。

（圏域）

○　地域づくりのコーディネート機能は、地域の個別の活動や人を把握しつなげていく機能であり、住民に身近な圏域での活動が必要と考えられる。

　あわせて、個別の活動や人のつながりを広げるためには、住民に身近な圏域よりも大きな範囲（市町村等）で出会いの場を作り、交流を生み出す視点、さらには市町村等を越えて人を呼び込み、交流人口や関係人口を拡大していく視点も必要と考えられる。

○　介護保険の生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）及び協議体は、圏域については市町村圏域（第１層）と日常生活圏域（第２層）の双方を射程に入れ、重層的に取組を進める考え方となっており、これらの既存の取組にも十分に留意する必要がある。

（人員配置、資格要件）

○　場や居場所の確保支援に関する人員配置については、それぞれの機関が担う機能や現在の配置状況等を踏まえ、市町村において検討を行う。その際、既存事業の人員配置基準・配置人員の資格要件等や各機関に求められる機能を適切に確保することに留意し、これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要である。

（財政支援）

○　上記を踏まえ、市町村内の支援体制として、場や居場所の確保支援及び地域づくりのコーディネート機能の確保に必要な経費に対し一括して交付することを検討すべきである。

○　既存制度として一括交付の対象となるものは、生活支援体制整備事業（介護）、一般介護予防事業（介護）、（自立支援）協議会（障害）、地域活動支援センター（障害）、地域子育て支援拠点事業（子ども）、生活困窮者のための共助の基盤づくり事業（生活困窮）が想定される。

（３）多様な主体との連携

○　地域の実践では、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の一環として、法人の運営する事業の資源の一部を活用し、地域の子どもの学習面・生活面での支援や、相談支援から浮かび上がってきたニーズに対して、シェルターの提供や緊急物資支援など様々な取組が行われている。協同組合でも同様の取組を行っている事例が見られている。こうした取組がさらに広がり、地域のニーズに応じて多様な支援、活動を積極的に展開することが求められる。

○　また、医療法人がその資源の一部を活用して介護予防教室や出前講座を実施している例がある。かかりつけ医については、「医療的機能」に加えて、地域住民との信頼関係の構築や健康相談、健診など地域における様々な活動への積極的な参加、地域の保健・介護・福祉関係者との連携など「社会的機能」を発揮することが地域づくりにおいて期待されており、医療の分野において

も、地域住民との協働への意識が醸成されている。

○　地域づくりにおいては、福祉の領域を超えて、地域社会の持続可能性についても意識しながら、地域全体を俯瞰する視点が不可欠である。都市と地方の交流人口等の拡大、広域における地域資源の相互利用、民間資金の活用等の視点を踏まえ、まちづくり・地域産業など他の分野の可能性も広げる連携・協働を強化することも必要である。

○　さらに、都市と地方の連携を進め、広域で地域資源を効果的に活用し、例えば農福連携の取組を推進することなどを通じて、交流人口等の拡大を図っていく支援も求められる。

○　このような多様な主体による地域づくりに向けた取組が面的に推進されるよう、新たな事業において、地域の多様な主体から成るプラットフォームの構築を促進するための方策を検討すべきである。

５　市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点

○　市町村における包括的な支援体制の構築の検討に当たっては、まず、地域住民や関係機関等と共に地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うことが必要である。

　それらを前提としつつ、地域住民や関係機関等と議論をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方等をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進めるべきである。その際、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組状況や生活困窮者自立支援制度、地域子ども・子育て支援事業の提供体制に基づく包括的な支援の提供に向けた実践の状況等も踏まえ、新たな縦割りを生み出さないよう留意することも求められる。

○　特に、地域づくりに向けた支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、行政からのお仕着せにならないように、地域住民の主体性を中心に置き、長期的な視点を持って活動を応援することを基本とする。

○　その際、庁内の組織体制についても、職員が既存の縦割りを超えて包括的な支援に当たることができるよう、業務に当たる職員の声を聞きながら、柔軟で相互の連携を図りやすい体制に変えていくことが求められる。このような組

織体制の構築により、職員の自主性の向上が期待されるとともに、個人の多機能化が求められる2040年を見据えた組織体制にもつながる。さらに、人材不足等に対応する観点から、市町村間における連携も重要である。

○　また、事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していく必要がある。評価に際しては、例えば、包括的な支援が円滑に提供されているか、一つの相談機関等に過剰な負担が生じていないか、既存の事業の推進を妨げていないか、一体的になされた財政支援が適切に配分されているかなど、幅広い観点について確認し、地域住民や関係機関等とともに議論を行うべきである。その結果、例えば、一度整備した組織体制についても、必要に応じて柔軟に見直すなど、試行錯誤しながら改善していくことも求められる。

○　市町村がこのようなプロセスを適切に経て、地域住民や関係機関等とともに考え方等を共有し、事業を推進するためには、幅広い関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべきである。

○　新たな事業の実施主体は市町村であるが、本人や世帯の状態に合わせた支援を行うためには、日頃から支援に携わっているNPO、社会福祉法人、社会福祉協議会などの民間団体とも協働して体制を組む必要があることから、それらの団体も事業を実施することができるよう事業の委託等のための仕組みを設けることが必要である。

○　なお、事業実施体制の構築を進める際には、市町村が直接担うべき範囲と委託により民間団体の強みを活かす範囲について、対象事業の性質に応じて検討を行うべきであるとともに、価格での評価に加え、事業の内容や過去の支援実績にも着目し、支援の質や事業の継続性などを総合的に評価していくことも重要である。[14]

６　介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から拠出する際の基本的な考え方

○　新たな事業において実施される支援のうち、市町村が行う断らない相談支援及び地域づくりに向けた支援については、地域住民のニーズや資源の状況

[14] 本検討会において、相談支援の実践においては、相談支援から機動的につながる緊急一時的な生活支援が求められることも多くなっており、今後の福祉の対人支援領域においても、医療の分野における急性期対応にあたるような支援についてはその必要性を市町村が理解しつつ推進していく必要があるのではないか、といった意見があった 。

に合わせ、属性を超えた支援の柔軟かつ円滑な提供が求められる。このため、国等による財政支援は、介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度における関連事業に係る補助について、一体的な執行を行うことができる仕組みとすべきである。

○　介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある。その際、既存の制度からの拠出については、拠出が特定の制度に偏らないよう合理的なルールに基づく機械的な方法による按分とすることが必要であるといった意見や、現在の取組を継続できるよう交付水準を保つべきであるといった意見があったことを踏まえ、より詳細を検討すべきである。

○　さらに、現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべきである。

Ⅳ　市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

１　人材の育成や確保

（１）専門職に求められる資質

○　市町村や新たな事業の委託を受ける事業所の専門職を始め、全ての専門職については、地域共生社会への意識を高め、日々の実践を展開していくための倫理観を向上することが求められる。

○　その上で、新たな事業を実施する際には、支援の質が担保されることが必要であり、研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進めることが重要である。

○　断らない相談支援においては、本人や家族を包括的に受け止めるためのインテーク[15]の方法や、課題を解きほぐすアセスメントの視点、さらに市町村全体でチームによる支援を行うための総合調整等に関する手法・知識が求められる。また、自ら相談に来られない人も想定したアウトリーチの手法や、DV 被害者や性暴力被害者、児童虐待の被害者、大規模災害に見舞われ心に大きな傷を受けた被災者など回復に時間が掛かる状態も想定し、継続的に関わり、つながり続ける支援を進めるスキル等も求められる。

○　参加支援においては、本人の抱える制度の狭間のニーズに対応するため、福祉分野のみならず地域の多様な分野とつながりながら、既存の人的・物的資源を組み合わせたメニューを作ったり、資源がない場合には新たに作り出すためのノウハウが求められる。

○　地域づくりに向けた支援については、地域の人と人とのつながりや既存の活動を把握した上で、それらを活性化すること、包摂的な地域社会を目指して、共生社会への意識啓発を進めること、子どもから大人まで全世代にわたる福祉教育、学習の場、新たな地域活動を創出することに関するスキルが求められる。

（２）市町村の人材の育成・確保

---

[15] 初回面接や初期段階における情報収集

○　新たな事業を円滑に進めるためには市町村の人材の育成・確保も求められる。

○　新たな事業を開始するに当たっては、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進めることが求められる。その中では、福祉部門の職員だけではなく、職員全体に対して研修等を行う必要がある。また、例えば、庁内にプロジェクトチームを設置し、自分の部署の役割を離れて、包括的な支援体制の構築に向けてどのような取組が求められるか等を職員が主体的に考えていくことも重要である。

○　加えて、事業開始後も、例えば、新人職員や各役職の研修に包括的な支援体制に関する内容を盛り込み、全ての職員が定期的に包括的な支援体制について学ぶといった工夫も有効である。また、庁内において福祉領域全体はもちろんのこと、教育やまちづくり等に関する制度や仕組み、財政等に関する知識を有する人材を組織的に育成しつつ、チームで対応していくことが求められる。

○　さらに、地域住民と市町村職員や専門職が共に研修を行う機会を作ることにより、地域づくりの推進に向けて共に学び合うことができるようになり、地域で人と人とのつながりや既存の助け合い活動の重要性などを理解し、地域住民が主体性を持って地域づくりを進められるようになる。[16]

２　地域福祉計画等

○　改正法で、地域福祉計画については、市町村に策定の努力義務が課されるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置付けられ

---

[16] 本検討会では、人材の育成・確保について以下の意見があった。
・　研修を効率的に進める観点から、インターネットやAI等を活用することで、専門職と地域住民との両者が気軽に学習し、新たな知識を得る機会を作ることができ、支援の実践においては、職場にいながら遠隔で様々な専門職によるスーパーバイズを受けることもできる。
・　人材の確保という観点では、自治体における人事ローテーションを通常よりも長く設定するなどの工夫も必要である。
・　地域住民の多様な経験から学ぶことや、興味関心を活かす観点も重要であり、例えば、会社員等の経験はガバナンスや交渉力、コミュニケーション力として活かすことが可能であり、学生は大学等で得た知識を基に地域において体験や実践をすることで、次なる学びにつながるなど、専門職と共に支援の実践で活躍する人材として多様な可能性があるのではないか。

た[17]。また、市町村が包括的な支援体制の整備を進める場合には、地域福祉計画に記載することとされている（都道府県が策定する地域福祉支援計画も同様）。今般、市町村が新たな事業を実施する場合にも、地域福祉計画の記載事項とすべきである。

○　地域福祉計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要である。また、定期的に事業の実施状況等の分析・評価等を進める。地域福祉計画の策定に当たっては、介護保険事業計画など他の分野の計画との記載の整合を図る必要がある。

○　また、都道府県においても、市町村の事業実施を支援することを始め、包括的な支援体制の構築における役割について、地域福祉支援計画の記載事項とすべきである。

○　地域福祉計画等の策定に当たっては、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）において、全ての都道府県及び市町村が地域自殺対策計画を定めるものとされていることから、記載事項等について調整を図るとともに、成年後見制度等の権利擁護、再犯防止・更生支援に関する計画とも調整を図ることが求められる。

○　なお、地域共生社会の推進については、地域福祉計画だけでなく、自治体の最上位計画である総合計画に記載する自治体もある。地域共生社会を総合計画に位置付け、福祉部局だけでなく、自治体全体で取組を推進することは重要であることから、国はそれらを好事例として積極的に周知していくべきである。

３　会議体

○　包括的な支援体制の構築に向けては、多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となる。これが充実するためには、多職種、多機関が集い情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要である。

○　既存の属性別の制度等による会議体（※）があることに十分に留意して、こ

[17] 検討会においては、今後、地域福祉計画の策定を義務化していくことを目指す必要があるとの意見があった。

れらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、包括的な支援の提供に向け個別事例の検討等を行うことが望ましい。これにより、包括的な支援の提供が推進されるとともに、個別事例の検討が積み重なることで地域の課題が明らかになり、その解決に向け、例えば、参加支援の充実の検討を進めるなど、市町村の取組が充実することも期待される。

（※）既存の属性別制度等の会議体

・地域ケア会議（介護）　　・支援会議、支援調整会議（生活困窮）
・（自立支援）協議会（障害）　　・要保護児童対策地域協議会（子ども）
・自殺対策に関する連絡協議会（自殺対策）

○　なお、地域ケア会議（介護）、支援会議（生活困窮）、要保護児童対策地域協議会（子ども）は、各法律で構成員に守秘義務が課されていることから、関係者で個人情報を共有しながら個別事例の検討を行う場としての活用も可能である。

４　都道府県及び国の役割

（都道府県の役割）

○　市町村における包括的な支援体制の構築を促進するため、広域自治体である都道府県は、管内自治体の実情に応じて、

・　市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援
・　市町村域を越える広域での人材育成やネットワークづくり
・　広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応

などの役割を担うことが考えられる。

○　市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援としては、管内自治体の実態を把握した上での広域実施や他の事業との一体的実施などに向けた支援、管内自治体における先駆的取組やノウハウ等の情報収集及びそれらの情報の発信が考えられる。

○　市町村域を越える広域での人材育成やネットワークづくりとしては、包括的な支援体制の構築に係る人材の育成に向けた研修の開催や、支援員のバーンアウトを防止するために、支援員同士や管内自治体相互のネットワークを作り、広域での地域づくりや参加支援等のバックアップを行うことが求められる。

○　広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応としては、DV 被害者や性暴力被害者、刑務所や少年院からの出所者など、住民の身近な圏域で対応しがたい場合や、より専門的な支援が求められる場合等において、都道府県が積極的に対応することが考えられる。具体的には、都道府県が自ら相談を受け、支援を行うことに加え、広域的な支援という観点の下、市町村や断らない相談支援に従事する支援員を後方支援する事業（スーパーバイズを行う事業）の実施や、複数の都道府県域にまたがるケースの場合には、都道府県同士が連携し、対応するということも重要である。

○　特に、小規模な自治体や自立相談支援機関を有しない町村に対しては、都道府県によるきめ細かな支援が必要である。

　また、本人や世帯の状況に合わせた多様な支援の実施が求められる参加支援については、生活困窮者自立支援制度の実践で見られるように、当該市町村と意見交換しながら、事業の共同実施の調整や、都道府県への事業実施の委託の調整等、サポートを積極的に行う必要がある。

（国の役割）

○　あわせて、国においては、引き続き、SNS 等[18]も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、

・　標準的な研修カリキュラムや教材等の整備
・　それぞれの地元の大学の力を活用するなど、都道府県と連携したブロック別研修等の実施を通じた人材育成の推進
・　新たな事業の実施に向け、自治体間の格差がなるべく生じないよう、未実施自治体における専門職など関係者の気運醸成のためのシンポジウム等の開催
・　職員を個別に市町村へ派遣し、包括的な支援体制の構築に向けた気運の醸成
・　体制構築に関する事例の分析や共有、調査研究

といった支援を進めることが考えられる。なお、研修カリキュラムや教材等については、各分野の専門職や地域住民など多様な主体が共に学びあうことができるものを、丁寧に関係者の声を聞きながら、国として整備することが求められる。

---

[18] 若者にとって、SNS が日常の通信手段として定着していることを踏まえると、SNS を活用した相談を検討していくことが必要であるが、本人の状態や状況に応じ、SNS 上でのつながりをきっかけとして、地方自治体等も連携しながら、本人を実際的な支援につないでいく観点が必要である。

（留意すべき点）

○　国及び都道府県がこうした役割を果たすに当たっては、各市町村の直面する状況が非常に多様であり、包括的な支援体制の姿やその構築に向けての歩みも一様ではないことを十分に理解し、できるだけ多くの住民が新たな事業による支援を受けられるように、事業の未実施自治体も含め各市町村に足を運び、状況の把握に努め、その時々で市町村が必要としている支援を柔軟に提供していくことが重要である。また、国及び都道府県自身が組織の縦割りを超えて市町村の支援を行う必要がある。あわせて、特に小規模市町村の状況等には十分に留意しつつ、その支援を円滑に提供するために様々な支援手法の具体化を図っていくことも求められる。

Ⅴ　終わりに

○　本検討会は、第６回検討会以降、中間とりまとめまでの議論で明らかとなった、福祉政策の新たなアプローチの強化と市町村における包括的な支援体制の構築の必要性を前提とし、その具体化に向けた方策について更なる検討を行ってきた。

○　日本社会の変化や個人の人生の多様化の中、地域では様々な生活困難に直面する人々が増大している。互いを慮り支え合う地域、誰もがかけがえのない存在として承認され、居場所と活躍の場を持てる地域は、この国の礎であり活力の源である。そのような地域づくりのために、福祉の対人支援に求められるのは、一人ひとりの個別のニーズや様々な生活上の困難を受け止め、自律的な生を継続していくことを支援するという視点である。

○　本検討会は、このような福祉政策の新たなアプローチを具体化する道筋について議論を重ねてきた。そして、包摂的な地域社会の実現を図るための方策として、属性を超えた包括的支援を実現し、共生の場につなぐ仕組みづくりが求められているという考え方で一致した。具体的には、①断らない相談支援②参加支援③地域づくりに向けた支援を内容とする事業を創設するとともに、財政支援の方法を改めるように提言を行った。

○　市町村が包括的な支援体制の構築を進めるに当たっては、地域住民や関係機関と協働していくプロセスを重視するべきである。また、事業を実施する中でも試行錯誤を繰り返しながら、地域のニーズに合わせて取組内容や組織体制等を絶えず見直していく柔軟性が大事である。こうした取組は、属性毎の専門的な支援を充実させてきたこれまでの福祉分野の成り立ちからすれば、新たな挑戦でもある。

○　地域共生社会の理念が目指す、誰もが役割を持って参加できる地域づくりには、いかなる自治体にも適用できる決まった方法があるわけではない。このような協働のプロセスが、一人でも多くの地域住民や関係機関を巻き込み、意見を取り交わしつつ進められる中で、その自治体や地域に最も適合的なかたちについて了解が生まれると考えられる。

○　今後、新たな事業の実施に向けて、より詳細な要件や基準、財政支援に係る交付の在り方等に関する検討が行われるが、国においては各分野の支援関係

者や自治体の声を十分に聞いた上で、これまでの各分野での取組等も十分に尊重しながら、丁寧に作業を進め、納得感の高い仕組みとすることが重要である。その際には、各分野の相談事業等がこれまで地域で果たしてきた機能等を踏まえ、既存の事業の質の低下を招かないよう留意すべきである。

○　本検討会はここで一旦幕を閉じるが、今後、包括的な支援体制の整備に向けた取組が、本格化していく。地域の実情に応じた真に実効ある支援体制が整備され、質の高い支援や地域を豊かにする取組が活発に生まれていくことが重要であり、そのためにも本検討会の構成員を中心に、全国の取組の動向や進捗を確認し、意見交換する場を設けていくことが必要である。

○　地域で暮らす子どもたちが、豊かなつながりの中で成長し次代を担っていく条件をいかに充実させるかも問われている。地域共生社会を目指す取組においては、制度上で縦割りを超えるのみならず、時間軸でも世代毎の縦割りの発想を超えていくことが大事である。子どもたちがそして誰もが、人生を通じて暮らしたいと思える地域をつくる動きが生まれることが望まれる。

○　また、本検討会は社会福祉法に創設する新たな事業の枠組みに重きを置いた議論となったが、冒頭にも述べたように、地域共生社会の理念が捉えている射程は、福祉の政策領域にとどまるものではない。福祉以外の領域においても、保健、医療を含めた社会保障の諸分野全体を横断する広がりを持つ。さらには、地方創生施策、地域循環共生圏などに関しても、包摂的な地域社会を目指した取組が進められている。社会福祉法における新たな事業の創設が契機となり、他の社会保障分野との協働や省庁横断的な取組がさらに推進されるように、議論を広げその具体化に取り組む必要がある。

○　わが国の高齢人口数がほぼピークに達する 2040 年には、地域社会の持続可能性が根本から問われることになる。その時までに、この国の地域社会で、住民各々の自律性と相互のつながりを共に強め、住民各々の幸福感と地域の活力を同時に高めていく仕組みを構築していかなければならない。地域共生社会の理念こそ、その方向性を提示するものである。この最終とりまとめでは、地域共生社会に足を踏み出していくために取り組むべき事業が提起された。多くの自治体、地域住民、関係機関などによってこの提起が受け止められ、それぞれの地域に適したかたちに具体化され、力強い歩みが開始されることを願ってやまない。

第２回九州厚生局 地域共生社会推進会議	参考資料２
令和２年１月17日	

令和元年度の今後の九州厚生局の行事予定

九州「地域共生・ヘルスケア産業活用」セミナー
（令和元年度第７回　九州厚生局地域共生セミナー）

■　主　　催　　厚生労働省九州厚生局
　　経済産業省九州経済産業局
　　九州ヘルスケア産業推進協議会（HAMIQ）

■　今回のテーマ　　地域共生社会の実現に向けたヘルスケアサービスの活用について

■　目　　的　　自治体、医療、介護、福祉事業者を対象にヘルスケア事業者の製品・サービスの取組を紹介し、高齢者の介護予防等への活用方法や導入効果について考える。

■　対　　象　　市町村職員・社協職員・医療介護福祉関係事業者及びその他事業者等
　　（県庁職員、関係機関等の傍聴可）

■　プログラム

【令和２年１月２４日（金）かごしま県民交流センター中ホール】

（鹿児島市山下町１４番１５号）

① 開会挨拶　１３：００～１３：１０

九州厚生局、九州経済産業局

② 行政説明　１３：１０～１３：４０

九州厚生局

「地域共生社会の実現に向けた取り組みについて」

九州経済産業局

「経済産業省のヘルスケア産業施策」

③ 基調講演　１３：４０～１４：２０　くまもと健康支援研究所

④ 取組報告　１４：３０～１５：００　南風病院

「就労支援と健康管理を組み合わせた生涯現役支援サービス」

１５：００～１５：３０　ＡＭＩ株式会社

「離れた場所で検査・問診してオンラインで受診勧奨を行うサービス」

⑤ グループ討議　１５：４０～１６：２０

⑥ 連絡事項　１６：２０～１６：３０

令和元年度第８回　九州厚生局地域共生セミナー

■　今回のテーマ　　農業と福祉の連携について

■　目　　的　　市町村と福祉関係事業者（障がい者就労継続支援事業所、生活困窮者支援事業所や高齢者の生きがいづくり事業を実施している団体などの実施主体）による農福連携支援の実施可能性やその方法について、農林水産省と厚生労働省の関連施策を活用した支援を検討する。

■　対　　象　　市町村職員・社協職員・福祉関係事業者等
（県庁職員、関係機関等の傍聴可）

■　プログラム

【第８回　令和２年２月１４日（金）大分県庁会議室】
（大分市大手町３丁目１番１号）

① 開会挨拶	１３：００～１３：１０	【九州厚生局】
② 行政説明	１３：１０～１３：４０	【農林水産省九州農政局】 【厚生労働省九州厚生局】 【農福連携支援について】
③ 基調講演	１３：４０～１４：２０	(株)熊本地域協働システム研究所 代表取締役　宮田　喜代志　氏 【農福連携支援について市町村がどう取り組むべきか】
④ 取組報告	１４：３０～１５：００	（株）トライフ　代表取締役　城　信吾氏 【障害者支援施設とらいふの取り組みについて】
	１５：００～１５：３０	社会福祉法人白鳩会 【花の木農場の取り組みについて】
⑤ グループ討議	１５：３０～１６：２０	
⑥ 連絡事項	１６：２０～１６：３０	

九州・沖縄地域共生社会推進フォーラム

地域包括ケアシステムの構築をはじめとする地域共生社会の実現に向けての取り組みが大きな課題となっている中で、九州厚生局では、管内の県・市町村、関係団体、他省庁等と連携した新たな取組に着手したところであり、今後、九州・沖縄全域の市町村における取組を加速させるため、標記フォーラムを開催します。

1．主　　催

厚生労働省九州厚生局

2．後　　援：

○九州各県及び沖縄県

○九州各県及び沖縄県社会福祉協議会

3．開催日時

令和2年3月6日（金）13：00～16：30

4．開催場所

クローバープラザ（福岡県春日市原町3丁目1－7）

5．対　象　者

九州厚生局管内の市町村職員・県職員・社会福祉協議会職員等

６．プログラム

≪九州厚生局長挨拶≫

（13:00～13:10）

≪基調講演≫

（13:10～13:40）

蒲原　基道氏（元厚生労働事務次官）

≪行政説明≫

（13:40～14:10）

厚生労働省　社会・援護局

≪自治体の取組報告≫

（14:15～15:15）

福岡県大牟田市・大分県杵築市・鹿児島県瀬戸内町

【シンポジウム】

（15:20～16:30）

シンポジスト

自治体の取組報告者及び基調講演者

コーディネーター

厚生労働省　社会・援護局

第２回九州厚生局 地域共生社会推進会議	参考資料３
令和２年１月 17 日	

九州厚生局地域共生社会推進会議設置要綱

（設置）

第１条　九州厚生局管轄区域内（以下「管内」という。）における地域共生社会の実現に向けた市町村等の取組の支援を進めることを目的として、九州厚生局に「九州厚生局地域共生社会推進会議」（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　推進会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる市町村等の取組への具体的な支援策に関する事項について検討し、協議を行う。

（１）優良事例・ノウハウの横展開の推進に関する事項

（２）他省庁と連携した取組（マッチング支援事業）の推進に関する事項

（３）「九州・沖縄地域共生社会官民ネット」の創設に関する事項

（４）その他、管内の地域共生社会の推進に関して必要な事項

（組織）

第３条　推進会議の構成員は、別紙に掲げる団体及び者をもって充てる。

（開催等）

第４条　推進会議は、九州厚生局長が招集する。

２　九州厚生局長は、必要と認めるときは、推進会議を招集せず、構成員への持ち回りにより議事を進めることができる。

（庶務）

第５条　推進会議の庶務は、九州厚生局関係各課の協力を得て、九州厚生局企画調整課において処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、九州厚生局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年５月９日から施行する。

九州厚生局地域共生社会推進会議の構成団体及び構成員

（敬称略）

区分	構成団体及び構成員
福岡県	福岡県福祉労働部福祉総務課長　佃　利之
佐賀県	佐賀県健康福祉部福祉課長　五郎川　展弘
長崎県	長崎県福祉保健部福祉保健課長　渡辺　大祐
熊本県	熊本県健康福祉部健康福祉政策課長　下山　薫
大分県	大分県福祉保健部福祉保健企画課長　幸　清二
宮崎県	宮崎県福祉保健部福祉保健課長　小川　雅彦
鹿児島県	鹿児島県くらし保健福祉部社会福祉課長　緒方　隆
沖縄県	沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課長　真栄城　守
市町村	福岡県大牟田市健康福祉推進室長　池田　武俊
市町村	大分県杵築市医療介護連携課長　江藤　修
医療等関係者	福岡県医師会副会長　堤　康博
医療等関係者	大分県歯科医師会副会長　藤本　洋士
医療等関係者	熊本県薬剤師会専務理事　福原　慶寿
医療等関係者	長崎県看護協会副会長　坂田　千枝子
介護等関係者	全国老人福祉施設協議会　鴻江　圭子
福祉等関係者	大分県手をつなぐ育成会副会長　村上　和子
福祉等関係者	福岡県社会福祉協議会事務局長　波多江　重則
有識者	長崎大学医学部地域包括ケア教育センター長　永田　康浩
有識者	NPO 法人抱樸理事長　奥田　知志
有識者	内閣府障害者政策委員会委員長代理　三浦　貴子
有識者	佐賀県後期高齢者医療広域連合事務局長　牧瀬　稔子